



第Ⅱ部

若者の移住・定住促進

第Ⅱ部 若者の移住・定住促進

目次

はじめに	71
1 若者の移住の状況	
(1) 東北の人口の実態	73
① 人口の推移	73
② 東北と首都圏の人口増減	74
(2) 若者が都会に行く要因	
① 高度経済成長を起因とする人口移動	75
② 現在の若者が移動する理由	77
(3) 地方移住の動き	
① 都市住民の農山漁村地域への定住願望	78
② 農山漁村地域への定住実現の時期	79
③ 農山漁村地域への定住願望実現のため必要なこと	80
(4) 対策の変遷（高度経済成長期～現在）	
① これまでの人口減少対策、若者の移住に関する制度	81
② 地域おこし協力隊の概要	82
【参考】移住・定住候補地としての東北の魅力	84
【コラム】東北地方の高齢化と世代間負担・地域コミュニティの維持可能性	86
2 地方自治体の取組み	
(1) 東北各県の取組み	89
① 青森県	91
② 岩手県	93
③ 宮城県	95
④ 秋田県	97
⑤ 山形県	99
⑥ 福島県	101
⑦ 新潟県	103
(2) 市町村の取組み	105
① 宮城県丸森町 ―取組み初期段階の動向―	106
② 福島県昭和村 ―からむし織体験生（織姫・彦星）事業の取組み―	113
③ 新潟県十日町市 ―地域おこし協力隊任用と移住・定住促進―	122
3 今後の方向性	
(1) 受入れ側の要件	131
(2) 地域振興を視野に入れたターゲットを明確にした誘致	132
【コラム】将来を見据えた東北の地域づくり～本社「機能」の誘致の先に向けて～	133

はじめに

(1) 若者の移住・定住促進を扱う目的や意義

第Ⅱ部では「若者の移住・定住促進」について報告するが、その背景や意義は以下の通りである。

- 2014年5月、「日本創成会議」（増田寛也元総務相が座長を務める民間の研究機関）による「消滅可能性都市」を記した「ストップ少子化・地方元気戦略」が公表されたことをきっかけに、全国各地で人口減少対策への取組みが本格化。
- 全国的な人口の自然減の中で地域間の人口動態の不均衡（社会減）も問題。
- 東北各県は一貫して東京都（首都圏）への人口流出が顕著。
- 東北への移住・定住を促進することで人口動態の地域間不均衡を是正し産業活性化、地域の資源利用や活力向上を促す。
- 子育て世帯を含む「若者の移住・定住」は将来的な自然減対策をも見据えたものである。

第Ⅱ部では「若者の移住・定住促進」に関わる状況把握とその促進のための要件整理や対策の提言を行うことを目的として報告を取りまとめたものである。そのため、「1 若者の移住の状況」では若者人口の移動状況や施策の変遷等について各種統計資料や文献等から整理している。「2 地方自治体の取組み」では7県の取組状況と目立った動きのある3市町村についてヒアリング調査等を行い、取りまとめている。「3 今後の方向性」では、これまでの内容を基に提言を述べている。

(2) 本報告における用語の取り扱い

■移住・定住

自らの意思で居住地を変更し、少なくとも現時点では住み続ける意思の下、居住変更先で暮らすことと定義した。

■若者

概ね20代前後（新規学卒者）から40代前後（子育て世代）を想定。統計データ上は20-39歳で集計した。

■移住・定住先の対象範囲

人口規模の比較的小さな市町村や、いわゆる平成の大合併により周辺部となった旧町村（農山漁村）を想定した。なお、「国土のグランドデザイン2050^{注1)}」に規定される「高次地方都市連合^{注2)}」の中心市（人口10万人以上）に相当する都市部への移住・定住に関しては、プロセスや支援のあり方に異なる点が多いと考え対象としなかった。

注1) 国土交通省が2050年を見据えた国土づくりの理念・考え方を示すものとして2014年7月に公表したもの。

注2) 2010年時点で中心市の人口10万人以上かつ交通1時間圏域人口30万人以上の都市圏。

1 若者の移住の状況

(1) 東北の人口の実態

① 人口の推移

図1-1は1960年から2010年の東北の人口とそれ以降2040年までの人口予測を0-19歳、20-39歳、40歳以上に分けて示したものである。本報告で想定した若者世代(20-39歳)人口は2010年の259万人、人口に占める割合22.1%から2040年の予測では152万人、同17.5%に減少すると予測されている。

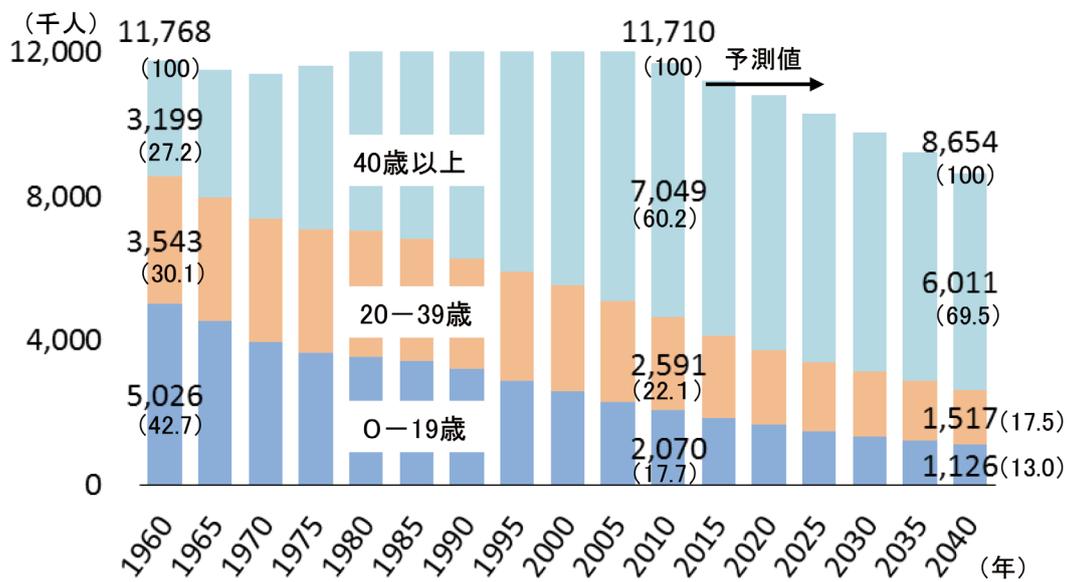


図1-1 東北の人口推移と予測

資料：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所(2013)「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」

② 東北と首都圏の人口増減

図1-2は東北と首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）の社会増減と自然増減の推移を表したグラフである。ほぼ一貫して東北は社会減が、首都圏は社会増が続いている。自然増減については両者とも増加の縮小が続き、東北では2001年から減少に転じた。

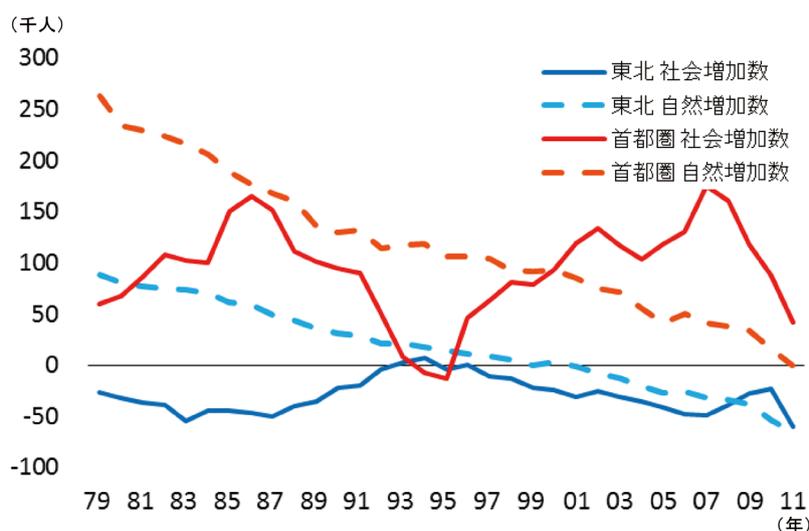


図1-2 東北と首都圏の人口増減

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

図1-3は東北からの社会移動（転出）先とその数の2007年から2011年の累計を表したグラフである。東北からの転出数約21万人の内、約16万人が首都圏へ転出している。首都圏の中で東京都の占める割合は45%（約7万1千人）となっている。

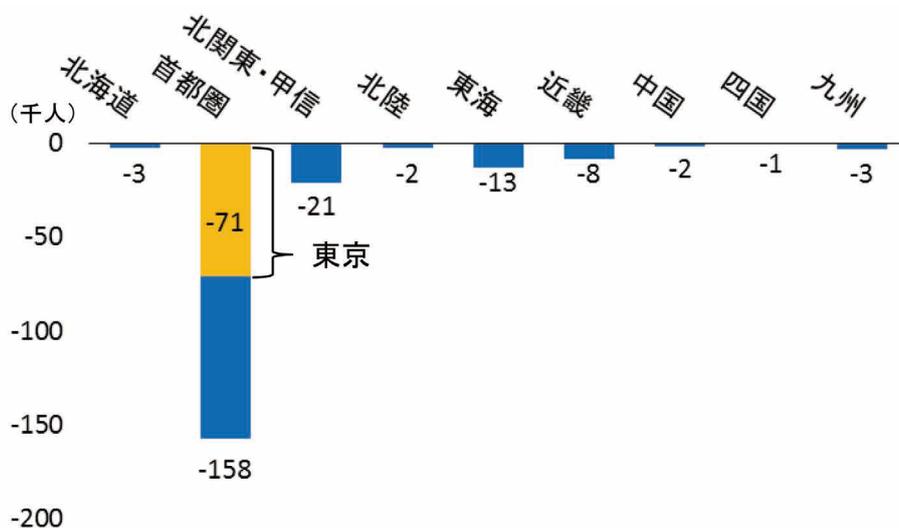


図1-3 東北からの転出先とその数（2007～2011年累計）

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(2) 若者が都会に行く要因

① 高度経済成長を起因とする人口移動

過去、東北の若者人口減少に大きな影響を与えた高度経済成長との関係を解説する。図1-4は東北6県と北陸地域、南九州地域における高度経済成長期の農家の季節労働（出稼ぎ）数を表したグラフである。1960年代中頃には、東北6県からの農家の季節労働者は全体の半数以上を占めるようになった。また1969年の季節労働者の48.1%が京浜地域で労働している。当時から東京都とその周辺地域は東北6県からの就労先となっていた。

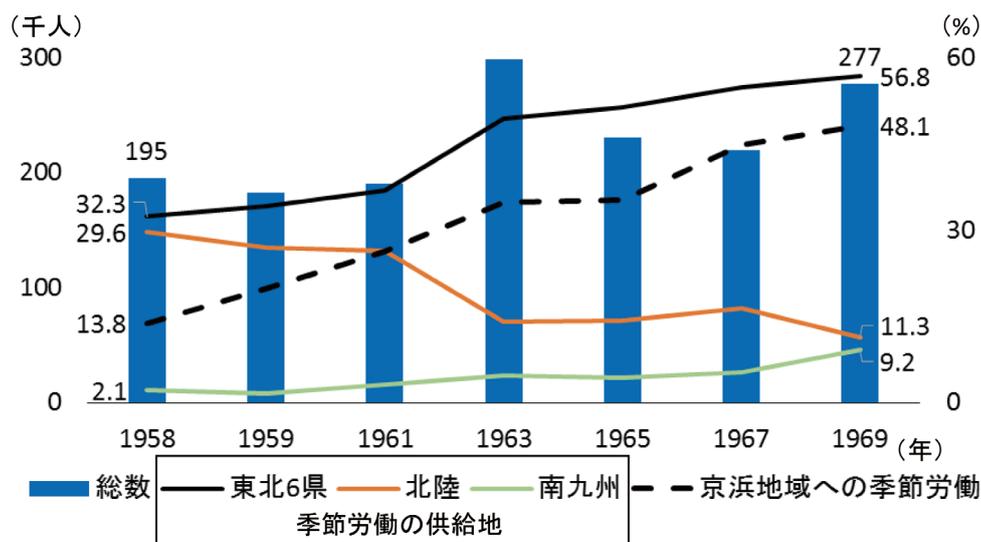


図1-4 高度成長期の農家の季節労働

注) 下記文献を参照し作成。

資料：弘田澄夫（1970）「増大する農民出稼ぎ」農林統計研究

図1-5は1961年の中学校と高校の新卒者の地域別県外就職率を表したグラフである。高度経済成長期における都市部の労働力不足が地方の中高学卒者の移動を誘引した。東北、中国、四国、九州が若年労働力の大供給地であった。農山漁村部から、集団就職として大量に若年労働力が流出したことは当該地域人口の維持・増加機能を低下させ、高齢化を促進させる要因となった。

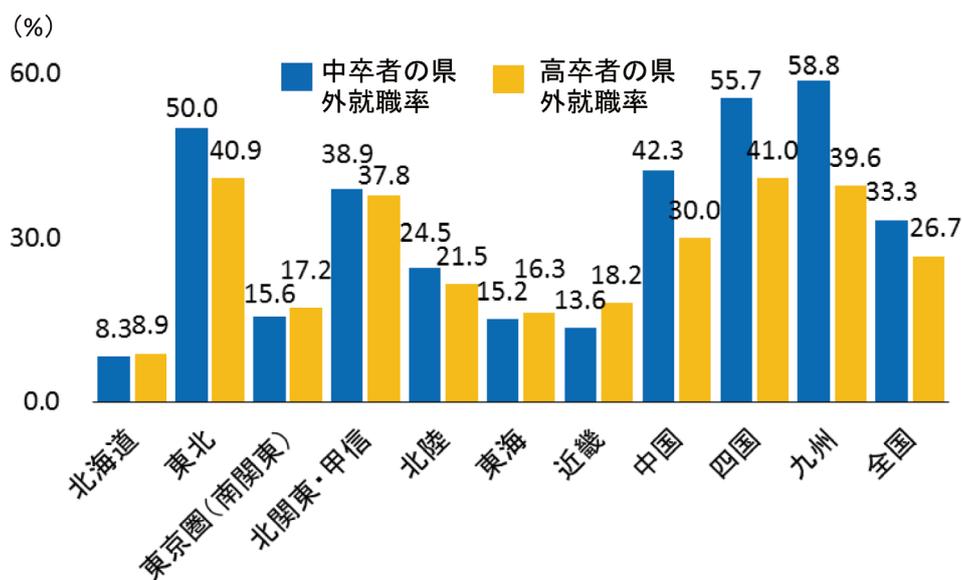


図1-5 地域別の新規学卒者の県外就職率 (1961年)

資料：文部科学省「学校基本調査」

② 現在の若者が移動する理由

次に現在の若者が移動する理由と時期について、石黒ら（2012）『「東京」に出る若者たち—仕事・社会関係・地域間格差』を参照し、まとめたのが表1-1である。また参考として東北の4年制大学の定員充足率と東北各県の大卒者初任給を掲載した。大学進学時に転出する機会が生じ都会に進学した学生は、そのまま就学地での就職活動が行い易く、経済的優位性から、都会に留まる傾向があると推測出来る。

表1-1 若者の移住理由

	就職	進学
高校卒業時	<ul style="list-style-type: none"> ・景気等により就職先を地元、都会から選択。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元大学の定員数は少なく、都市部の大学等への進学者が相当数存在。 ・進学がきっかけで都市部に移動する若者は多い。
大学・院卒業時	<ul style="list-style-type: none"> ・地方では高度人材の職業先が限定的でかつ、都市部の方が給与水準が高い。 ・都市部の大学生は労働市場へのアクセスが容易。 	

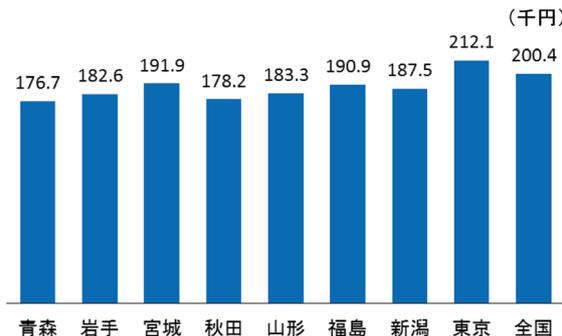
注) 下記文献を参照し、若者の移動理由に関する記述のみを抽出し作成。下記文献を総合的にまとめたものではない。
資料：石黒格・李永俊・杉浦裕晃・山口恵子（2012）『「東京」に出る若者たち—仕事・社会関係・地域間格差』、ミネルヴァ書房

(参考) 東北の4年制大学の充足率（2014）

4年制大学に進学した18歳人口	39,803人
4年制大学定員数	29,406人
進学人口に対する定員数の割合	73.9%

資料：文部科学省「学校基本調査」
文部科学省「平成26年度国公立大学入学者選抜の概要」
日本私立学校振興・共済事業団「私学経営情報センター「私立大学・短期大学等入学志願動向」
総務省「国勢調査」
各大学HP

(参考) 各県の大卒者初任給（2014年）



資料：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

本節までは東北の人口減少の実態と若者が首都圏へ移動する要因について簡単に記述した。第3節ではそれとは逆方向の移動に関する農山漁村への定住に関する内閣府の全国調査結果について紹介する。

(3) 地方移住の動き

① 都市住民の農山漁村地域への定住願望

この節で紹介する調査は2014年に農山漁村に関する国民の意識を把握し今後の施策の参考とするために内閣府が行ったものである。3,000標本の内、回収は1,880人で回収率は62.7%である。調査の中に「農山漁村への定住等に関する居住地域別の意識」という項目が設けられており、その中から本報告に関係する3つの結果について紹介する。

図1-6は居住地域が「都市地域」、「どちらかという都市地域」と回答した1,147人を都市住民として、農山漁村への定住願望を質問した結果である。これによれば都市住民の3割以上が農山漁村への定住願望が「ある」、「どちらかという」と回答している。年代別では「ある」と回答した割合が高いのは、11.8%の定年退職世代を含む60-69歳に次いで10.7%の20-29歳の若者世代となっている。

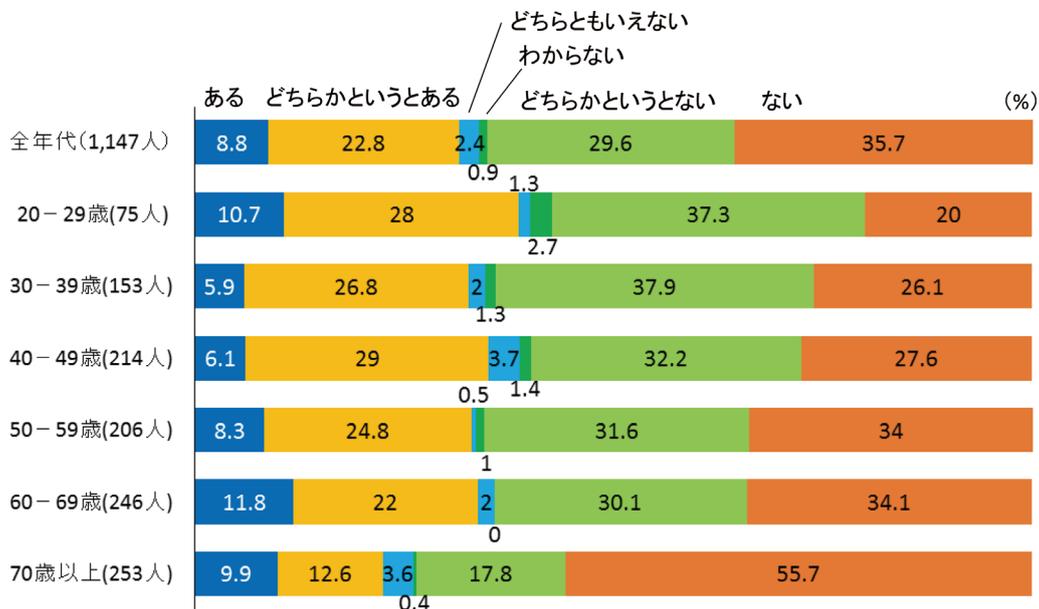


図1-6 都市住民の農村漁村地域への定住願望

注) 居住地域が「都市地域」、「どちらかという都市地域」回答者に対して質問した結果。
資料：内閣府（2014）「農山漁村に関わる世論調査」

② 農山漁村地域への定住実現の時期

次に図1-6で農山漁村への定住願望が「ある」、「どちらかというところ」と回答した362人に対して、実現時期を質問した結果を示したのが図1-7である。真剣に移住を考え行動に移す可能性が高いのは「すぐにでも」、「5年以内」と回答した人だと想定すると全年代では25.2%存在するが、若者世代では約10%に止まっている。若者世代は農山漁村へ移住する気持ちは比較的高いが、行動に移せるのはその中でも僅かしかいないことが分かる。

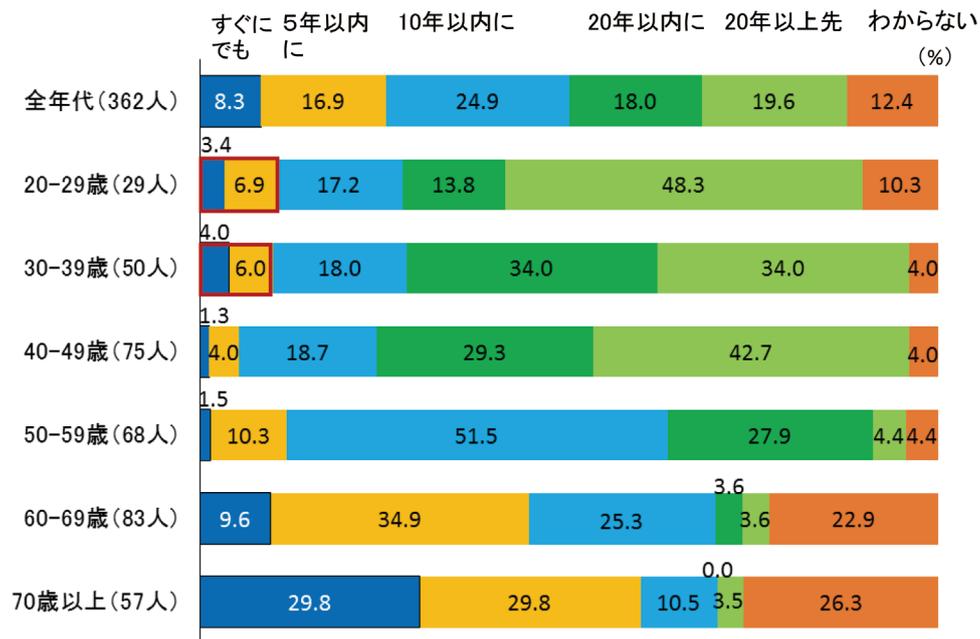


図1-7 農山漁村地域への定住実現の時期

注) 定住願望が「ある」、「どちらかというところ」回答者に対して質問した結果。
資料：内閣府（2014）「農山漁村に関わる世論調査」

③ 農山漁村地域への定住願望実現のため必要なこと

若者世代が行動に移し難い理由の一端をみる事が出来るのが、定住願望実現のために必要なことを質問した結果である（図1-8）。全年代の回答と比較して、若者世代は「生活維持のための仕事」、「生活するための交通手段」、「子育てに関する施設」に対して必要性や不安を感じていることが分かる。

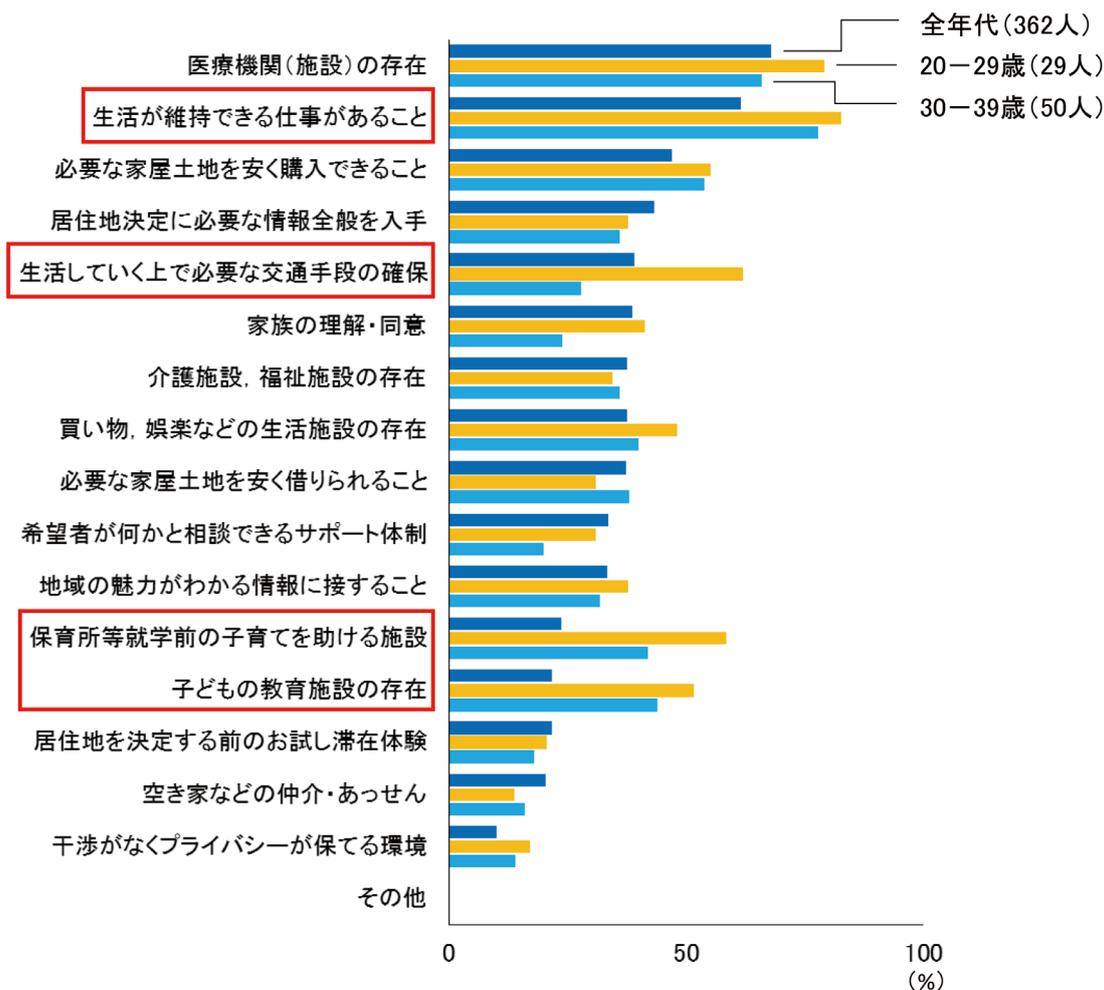


図1-8 農山漁村地域への定住願望実現のため必要なこと

注) 定住願望が「ある」、「どちらかという」とある回答者に対して質問した結果。
資料：内閣府（2014）「農山漁村に関わる世論調査」

次節ではこれまでの対策の変遷と近年、移住・定住促進に効果を挙げている地域おこし協力隊について紹介する。

(4) 対策の変遷（高度経済成長期～現在）

① これまでの人口減少対策、若者の移住に関する制度

図1-9は移住・定住促進に関わる施策や取組み（人口減少対策含む）を時系列に並べたものである。人口減少対策は過疎地域対策緊急措置法等の過疎対策の中に含まれてきた。現在は「まち・ひと・しごと創生法」において「地方への新しいひとの流れをつくる」という内容が盛り込まれている。また、近年の支援施策の特徴として、補助金による支援ではなく「地域おこし協力隊」等の地域サポート人材を直接地域に配置する支援が挙げられる。次項ではその地域おこし協力隊について簡単に紹介する。

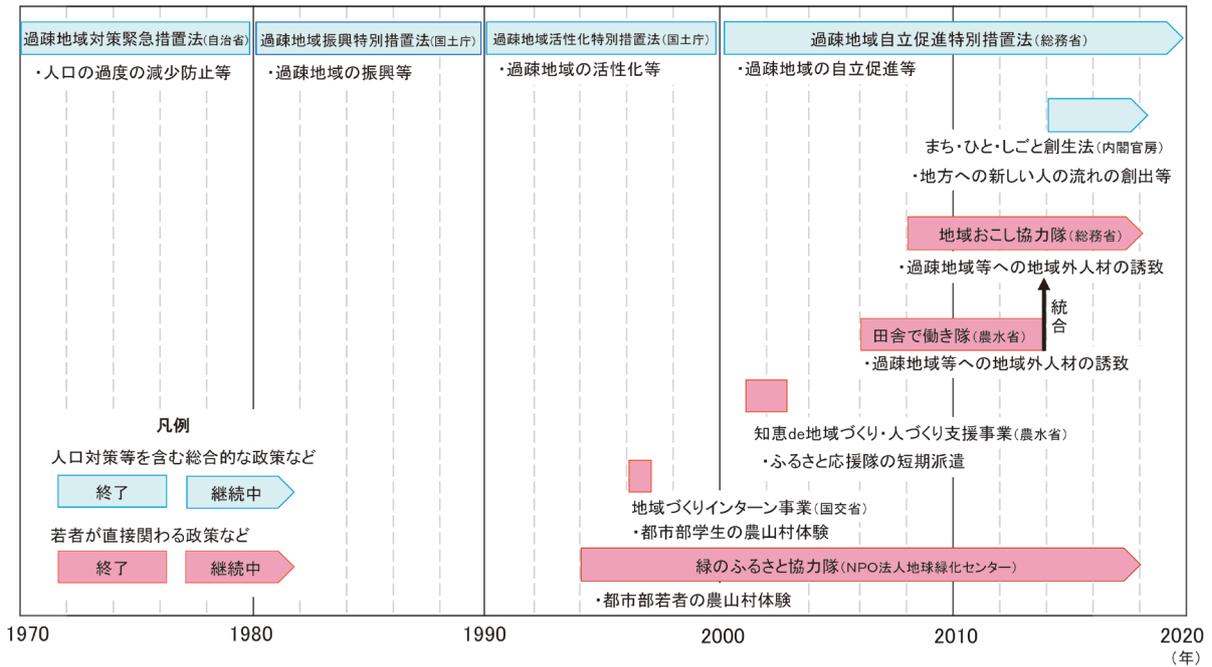


図1-9 これまでの対策の変遷

注) 代表的なものを記載。

② 地域おこし協力隊の概要

地域おこし協力隊とは支援を必要とする地域にサポート人材が住み込んで支援する総務省が2009年度より行っている制度である。その概要をまとめたのが以下の表である。支援活動以外にその地域への定住・定着も取組みの一つとされている。そのため、任期後の定着を見据えた起業に関わる支援も行われている。

表1-2 地域おこし協力隊の概要

項目	内容
制度概要	都市地域から過疎地域等へ生活の拠点を移した者(住民票の移動)を地方自治体が委嘱。1～3年、地域協力活動を行い、地域への定住・定着を図る取組み。
実施主体	地方自治体
活動期間	概ね1年以上3年以下
総務省の支援	①活動に要する経費: 隊員1人あたり400万円上限(報償費等200万円+その他の経費) ②起業に要する経費: 最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限 ③隊員募集等の経費: 1団体あたり200万円上限
隊員の待遇	概ね月16～18日勤務で報酬は月額16万円程度(実施主体により異なる)
隊員の属性	約4割が女性、約8割が20～30代

資料：総務省HP「地域おこし協力隊について」より
http://www.soumu.go.jp/main_content/000380187.pdf
 (2016年1月19日最終閲覧)

表1-3 隊員数と実施自治体数

	隊員数	実施自治体数		
		道府県	市町村	合計
2009年度	89(不明)	2(不明)	30(不明)	32(不明)
2010年度	257(41)	4(1)	88(14)	92(15)
2011年度	413(75)	6(1)	144(22)	150(23)
2012年度	617(103)	3(0)	204(32)	207(32)
2013年度	978(148)	4(0)	314(51)	318(51)
2014年度	1,511(206)	7(1)	437(65)	444(66)

注) カッコは東北における数値

資料：総務省HP 各年度「設置状況」より http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html (2016年1月19日最終閲覧)

次にこれまでの隊員数、実施自治体をまとめたのが表1-3である。2009年度の89名から2014年度には1,511名に増加している。東北における人数や実施自治体数が判明している2010年度と2014年度を比較すると、隊員数は41名から206名と約5倍に増加し、実施自治体数も15市町村から66市町村と4倍以上に増加している。

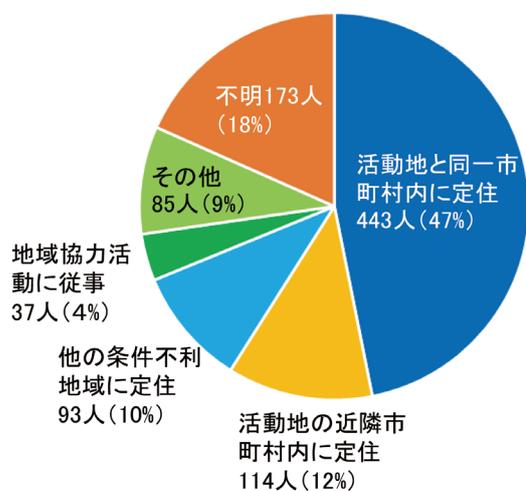


図1-10 任期終了者の動向調査結果

注) 下記調査結果を参照し作成。調査は総務省が2015年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況について調査を実施。回答は267市町村、累計925名から得られた。

資料：総務省HP「地域おこし協力隊の定住状況等に関する調査結果概要」より http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyousei08_02000097.html (2016年1月19日最終閲覧)

その地域おこし協力隊が任期を終了した後の動向を表したのが図1-10である。回答者945名の内、活動地域と同一市町村内に定住していると回答した元隊員が443名(47%)、近隣の市町村内に定住していると回答した元隊員が114名(12%)、合計すると半数以上の557名(59%)が活動した地域やその近隣に定着している結果となっている。

② 待機児童数（2014年）

仙台市がある宮城県は多いが、それ以外の県は待機児童数がないかあるいは少ない。子育て世代にとっては働きやすい環境といえる。

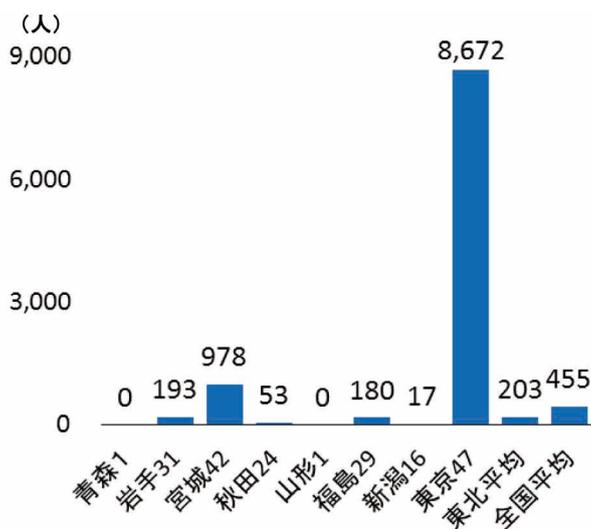


図1-12 待機児童数（2014年）

注) 都県名末尾の数値は全国順位。
資料：厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」

③ 教員1人当たりの小学校児童数（2014年）

東北は全国平均に比べても、教員1人当たりの小学校児童数は少ない。目の行き届いた教育を受けられる割合が高いといえる。

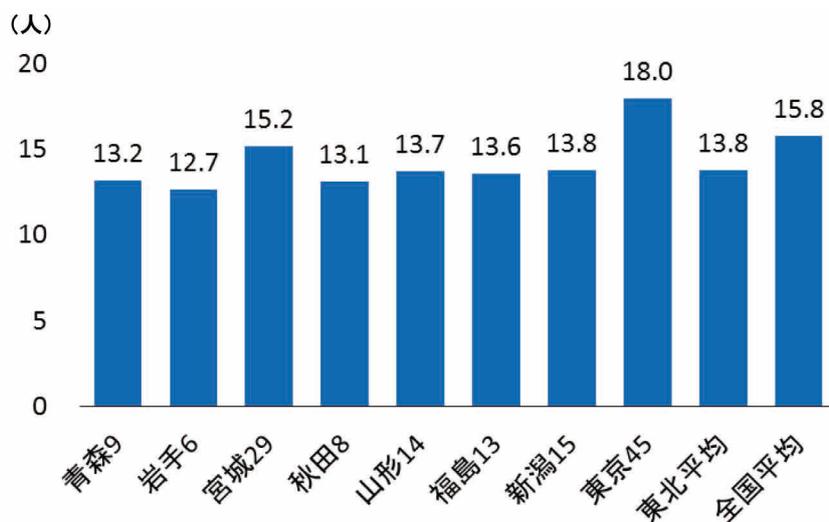


図1-13 教員1人当たりの小学校児童数（2014年）

注) 都県名末尾の数値は全国順位。
資料：文部科学省「学校基本調査」

東北地方の高齢化と世代間負担・地域コミュニティの維持可能性

東北大学大学院経済学研究科教授 吉田 浩

1. はじめに

本稿は今後の東北地方の人口高齢化が将来世代の行政負担に及ぼす影響を通じて、東北地方の地域コミュニティの維持可能性について検討を行うものである。東北地方の高齢化は、全国よりもその進行の程度が大きいことが特徴である。表1は、国立社会保障・人口問題研究所の発表した日本の地域別の将来人口推計による、2040年の日本の地域別の高齢化率（65歳以上人口が地域全体の人口に占める割合）のトップ10の都道府県を示したものである。これによれば、1位と2位を東北地方の2県が占めているだけでなく、トップ10の都道府県のうち、半分の5県までが東北地方で占められていることがわかる。このことから、「日本の将来の高齢化の問題は東北地方の問題である」ともいえる。

表1 2040年の地域別高齢化率トップ10

		高齢化率(%)		高齢化率(%)	
1	秋田県	43.8	6	和歌山県	39.9
2	青森県	41.5	7	岩手県	39.7
3	高知県	40.9	8	山形県	39.3
4	北海道	40.7	9	福島県	39.3
5	徳島県	40.2	10	長崎県	39.3

資料：平成52（2040）年の高齢化予測。国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』

2. 高齢化と財政負担

高齢化により、介護事業をはじめとした地域の老人福祉事業に対する支出は、今後増大すると考えられる。しかし、同時に生産年齢人口が減少するため、主に税を担う生産年齢世代の1人当たりの負担は増加することが考えられる。ここでは、東北6県の今後の高齢化を踏まえ、将来世代の財政負担を推計し、地域コミュニティの維持可能性について検討を行うものとする。

はじめに、総務省の『都道府県決算状況調』・『市町村決算状況調』より、2013年度の各県の県財政と市町村財政について、歳入総額（=GR）、歳出総額（=GE）、歳出のうち老人福祉費（=GW）を抜き出す。都道府県ごとに県財政と市町村財政を足し合わせて（簡単に、都道府県支出金、市町村負担金、市町村への県からの補助金を控除）各県毎の財政状況を独自に求めた。

次に、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』より、東北6県の2020年、2030年、2040年の総人口（=N(t)）、15-65歳人口（=Nw(t)）、65歳以上人口（=No(t)）を求める。ここで2012年の人口推計は与えられていないので、2010年と2015年の人口推計から、2013年分を2010年から2015年の人口増をもとに変化数一定で推計した。



表2 独自に求めた2013年度の東北6県の県別財政（10億円）

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
都道府県財政						
歳入決算総額	747	1,160	1,690	645	605	1,943
うち市町村分担金収入	4	1	4	2	3	3
うち地方債借入収入	105	94	102	82	81	142
修正歳入決算総額	638	1,064	1,584	562	521	1,798
歳出決算総額	719	1,057	1,531	634	589	1,794
うち市町村への補助金	9	33	7	2	3	21
うち公債元金償還	107	109	83	85	75	101
修正歳出決算総額	603	915	1,442	546	511	1,673
うち老人福祉費	36	34	53	32	33	50
市町村財政						
歳入決算総額	770	1,151	2,112	608	578	1,372
うち地方債借入収入	80	71	107	59	64	74
うち都道府県支出金	48	84	113	38	37	295
修正歳入決算総額	642	996	1,892	511	478	1,002
歳出決算総額	751	1,082	1,894	591	555	1,290
うち公債元金償還	81	73	113	63	56	83
修正歳出決算総額	670	1,009	1,781	528	499	1,207
うち老人福祉費	42	42	58	42	40	60
独自統合						
歳入 (GR)	1,280	2,061	3,476	1,072	999	2,800
老人福祉費 (GW)	78	76	111	74	72	110
その他歳出 (GE')	1,148	1,922	3,225	1,063	994	2,853

出所：総務省『平成25年度 都道府県決算状況調』・『平成25年度 市町村決算状況調』

*修正は総額から都道府県支出金、市町村負担金、市町村への県からの補助金、公債による借入、公債元金返済相当分を控除したもの

ここで、歳出総額から老人福祉費を差し引いたその他歳出総額 ($GE' = GE - GW$) を求める。上記、GR、GE'、GWを歳入総額GRは15-65歳人口で除し、老人福祉費GWは65歳以上人口で除し、その他歳出GE'は総人口で除し、1人当たりの歳入単価と行政経費単価 ($gr = GR / Nw$, $ge = GE' / N$, $gw = GW / No$) を求めた。この準備の下に、2020年から2040年の各人口を掛け合わせ、それぞれの年の歳入、歳出見込み額を推定した。

表3 東北6県の県別財政の将来推計（10億円）

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
2020年度						
歳入	1,116	1,821	3,214	912	884	2,510
老人福祉費	85	82	128	78	77	125
その他歳出	1,065	1,795	3,151	973	928	2,728
過不足	-34	-55	-65	-139	-122	-343
2030年度						
歳入	931	1,560	2,932	747	760	2,161
老人福祉費	84	80	135	75	75	125
その他歳出	935	1,595	2,972	839	829	2,453
過不足	-88	-115	-175	-167	-145	-417
2040年度						
歳入	745	1,295	2,534	600	641	1,804
老人福祉費	80	75	140	67	71	120
その他歳出	803	1,396	2,739	710	730	2,163
過不足	-137	-175	-345	-178	-160	-479

出所：筆者推計

3. 将来シミュレーション

表3の結果によれば、2040年までに東北のすべての県で、過不足がマイナスとなり、必要な行政支出を賄うことができなくなる。そこで、2040年末までで財政の資金過不足の最小となるように、現在の勤労世代の税収単価 g_r を各県ごとに引き上げるシミュレーションを行った。

表4 2040年度に資金過不足を解消するためのシミュレーション（千円）

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
通算での資金過不足を最小とする場合：15-64歳1人当たり歳入単価						
a. 2012年度現行	1,604	2,722	2,379	1,790	1,511	2,389
b. 2012年度改定	1,684	2,836	2,466	2,084	1,737	2,749
b/a	1.050	1.042	1.037	1.165	1.150	1.151
単年での資金過不足を最小とする場合：15-64歳1人当たり歳入単価						
c. 2012年度現行	1,604	2,722	2,379	1,790	1,511	2,389
d. 2012年度改定	1,898	3,090	2,703	2,320	1,887	3,023
d/c	1.184	1.135	1.136	1.296	1.249	1.265

出所：筆者推定

結果は、表4に示されている。最初に増税によって現在から財政黒字を起こし、その積立金で後年度の高齢化による財政赤字を相殺する場合、秋田県、山形県、福島県で15~17%程度の増税が必要である。このほか、毎年の単年度収支で過不足を出さぬよう収支を均衡させるべく徐々に増税する場合は、各県とも2040年で10%から30%程度の増税が必要となり、将来世代の負担増加の形での世代間不均衡が生ずる。（これには、地方債の返済分は含まれていないので世代間不均衡はさらに大きくなる。）

これを避けるためには、現在から計画的に財政運営を行うか、2040年時までで各県の地域経済を20%程度以上まで成長させる必要があるといえる。

2 地方自治体の取組み

(1) 東北各県の取組み

東北各県の取組状況を把握するため担当職員へのヒアリング調査及び、ヒアリング調査が実施出来なかった場合は質問紙調査を行った結果を紹介する。両調査とも質問内容は同一である。協力いただいた担当課は以下の通りである。

■ヒアリング調査

- 青森県 企画政策部 地域活力振興課
- 岩手県 政策地域部 地域振興室 県北沿岸・定住交流担当
- 宮城県 震災復興・企画部 地域復興支援課 復興支援第一班
- 秋田県 企画振興部 人口問題対策課 移住・定住促進班
- 福島県 観光交流局 観光交流課（及び関係課として企画調整部 地域振興課（過疎中山間担当））

■質問紙調査（窓口担当課が集約する形式）

- 山形県 企画振興部 企画調整課（担当課：企画振興部 市町村課）
- 新潟県 知事政策局 政策課 総務班（担当課：県民生活・環境部 新潟暮らし推進課）

■各県の取組状況の概要

○取組みの契機・概要

- 団塊の世代の大量退職を控えた2007年問題を契機に取組みを開始し、「若者」や「子育て世代」を対象とする取組みは2014年度から開始した県が多い。
- 全ての県で東京に相談窓口を設置。町村単独ではPR能力に乏しいため、情報発信力を補完することが目的。相談窓口では総合的な相談を受ける専門職員を配置し、就業相談も充実。
- 短期の移住体験のために来県する希望者への費用助成、市町村への住環境整備助成を行う県もある。
- 市町村や関係団体との連携体制の構築を強化している最中。

○挙げられた課題

- 市町村の受入体制（コミュニティ含む）が未整備、及び連携不足。
- きめ細やかな支援施策が不足。
- 詳細な情報発信の不足。

① 青森県

1) 担当

- 企画政策部 地域活力振興課

2) 県内連携団体

- 「あおもり移住・交流推進協議会^{注1)}」
役割 首都圏窓口の設置、連携事業の実施
- 「青森県宅地建物取引業協会」
役割 民間住宅相談
- 「あおもり回帰1000人会議^{注2)}」
役割 あおもり回帰（UIJターン）者たちの声を捉え、つながりを形成

3) 移住・定住に関する取組みの概要

- 2006年度から、首都圏在住の団塊世代の大量退職を控え、青森県出身団塊世代のニーズ調査、体験ツアー実証実験等に取り組んできた。しかしながら、市町村等の取組気運が高まらなかったこと等もあり、具体の移住希望者向けの情報発信や移住者の受入体制の整備が進んで来なかった。
- 全国各地の自治体が、移住者の受入れに向けた施策を積極的に展開している状況を踏まえ2014年5月、市町村の主体的な取組みの促進や、首都圏における情報発信・相談対応の強化を図るため、県内全市町村と県が構成員となり「あおもり移住・交流推進協議会」を設立、また、同年6月に「ふるさと回帰支援センター（東京）^{注3)}」内に「青森暮らしサポートセンター」を開設し、専任職員が相談対応を行っている。これにより、従前、市町村が単独で取組むことが困難であった首都圏窓口における移住希望者のニーズ把握や全国の取組事例の情報共有等を行ってきた結果、県内各市町村においても、移住コンシェルジュの設置やお試し住宅の整備等、少しずつ具体の取組みがみられるようになってきた。「あおもり移住・交流推進協議会」に新たに民間事業者や団体等が参画出来るようにしたことで、今後、官民連携体制のもとで各種取組みを強化していくこととしている。

4) 支援や施策の特徴

- 青森県の総合戦略には社会減、自然減に対応する人口減対策が盛り込まれており、移住促進の取組みは、「人財きらめく、住んでよしの青森県」として社会減対策の大きな柱の一つに位置づけられている。
- 総合戦略の個別施策には「移住希望者及び移住者への支援体制の強化」を掲げており、関係各課が実施するUIJターン希望者に対する雇用対策、起業・創業、農林水産業への就業の促進等の施策も盛り込まれている。地域活力振興課は市町村をはじめとした関係機関と連携した県外での情報発信・相談対応や県内での取組気運の醸成、受入体制の整備促進（市町村の取組支援）がメインになっている。
- 就業や雇用に関しては、「あおもりUターン就職支援センター」（青森県東京事務所内）が職業紹介を実施しており、また、就農に関しては「(公社) あおもり農林業支援センター」と「青森県農林水産部構造政策課」が相談を受けている他、首都圏の相談窓口として「いきいき青森就農センター」（青森県東京事務所内）、県内各地域の相談窓口として各県民局（支庁）の地域農林水産部が対応している。「青森暮らしサポートセンター」における移住相談の場面では、相談内容に応じ、これらの関係機関と連携して取組んでいる。

5) 窓口の体制・情報発信

(i) 常設の相談窓口について

- 「移住・交流総合窓口」（青森県地域活力振興課内）
- 「青森暮らしサポートセンター」（ふるさと回帰支援センター（東京）内）
- 「あおりUターン就職支援センター」（青森県東京事務所内）

(ii) HPについて

- 「あおりライフー移住・交流総合サイト」（青森県HP内）
（URL）<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/sumai/aomorilife.html>
- 「だからあおり」（青森県公式サイト）
（URL）<http://dakara-aomori.jp/>

(iii) 紙媒体（冊子）について

- 「あおり美和（びより）」（発行：あおり移住・交流推進協議会）
内容 総合情報ガイドブック
- 「『・・・だから』あおもりで暮らしています。」（発行：青森県）
内容 移住者体験談

6) 実績の把握

- 移住者すべてが、窓口を利用するとは限らないので、移住者を正確に把握することは困難である。また、移住者については全国共通の定義がないので、比較も難しい。2014年度「青森暮らしサポートセンター」に直接、相談に来た人とセミナー参加者のうち、移住を決定した人数は把握している。今後も同様の方法により、移住実績について把握していく。

7) 課題

- 市町村の受入体制の整備（地域の受け皿づくりを含む）と情報発信の強化が課題である。少しずつ具体的取組みを行う市町村が増えてきており、窓口担当職員の研修には全40市町村中、24市町村31名の参加があった。青森県としては、今後とも意欲のある市町村を支援し、当該市町村をモデルとして取組みの水平展開を図っていく。
- 関係機関の連携が重要だと考えており、県内関係機関相互の情報共有、連携及び連絡体制を強化していきたいと考えている。
- 「青森暮らしサポートセンター」については、利用者目線に立ったワンストップ対応を目指し、首都圏移住相談窓口としての機能強化を図っていききたいと考えている。
- 移住された方が、地域に馴染み、安心して住み続けていただくため、移住者が県内に定着しやすい環境づくりにも取り組んでいきたいと考えている。

注1) 2014年5月に県と県内全40市町村が設立した任意団体。事務局は地域活力振興課。2014年6月、東京に開設した相談窓口「青森暮らしサポートセンター」はこの団体が設置した。官民連携体制のもとで移住促進に取組むため、2015年11月に規約を改正し、民間の参画も可能とした。

注2) 2015年10月に設立された民間主導の「あおり回帰」応援組織。県内の機運醸成、あおり回帰した方の移住後の支援、ネットワークづくり、地域企業とのマッチングなどに取り組む。

注3) 2002年11月、地方へのUIターンを希望する人のために、受入体制や技術指導等の基盤を整備し、地域活性化と新たな価値観を創造するための社会運動を取組むために設立された団体、NPO法人ふるさと回帰支援センター（略称）の東京事務所（東京交通会館5・6階）。28県が専任の相談員を配置しており、その内、東北は青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県の5県が配置している。

② 岩手県

1) 担当

- 政策地域部 地域振興室 県北沿岸・定住交流担当

2) 県内連携団体

- 「(公財) ふるさといわて定住財団^{注1)}」
役割 就業支援
- 「いわて定住・交流促進連絡協議会^{注2)}」
役割 いわて復興応援隊^{注3)} 受入事業や定住・交流に関わる情報共有等

3) 移住・定住に関する取組みの概要

- 団塊の世代の定年後をターゲットに2006年くらいから定住対策に取り組んでいる。
- 2011年の震災後は復興支援員(=いわて復興応援隊)の県外からの受入れを進めてきた。最長5年任期で任期終了後に残ってもらうようなことを視野にサポートすることと、その他の移住・定住支援は市町村等と連携し続けていく。
- 定住交流担当として最も力を入れている事業の一つ、県の「ふるさとづくり推進事業」。この事業で推進体制の強化と相談窓口体制を拡充するため、「ふるさと回帰支援センター(東京)」内に「いわて暮らしサポートセンター」を設置した。その他、地域振興室内に定住・交流促進専門員を配置した。「いわて定住・交流促進連絡協議会」に専任職員を1名配置し関係組織とのネットワーク構築を図っている。今年度は体制構築し、各分野との連携による総合的な取組みを行っていく。

4) 支援や施策の特徴

- 就業や雇用に関して、東京にあるアンテナショップ内の「岩手県Uターンセンター」に県の非常勤職員を職業アドバイザーとして配置しており、「いわて暮らしサポートセンター」と連携を強化している。
- 起業、住宅、結婚、子育て支援に関しては関係各課で対応しているが移住者に限ったものではない。現時点では県は各市町村の情報を発信するのが役目と考えている。

注1) 1993年5月地域の雇用環境の整備、改善等を推進することにより、魅力ある地域社会を創出し、地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住の促進に寄与することを目的として設立。

注2) 地域振興室が事務局。構成員は全市町村や定住財団等の関係団体。今年度は組織の拡充と各分野と連携した総合的な取組みに展開していくのが目標。

注3) 総務省の外部人材活用事業「復興支援員制度」により任用された復興支援員のこと。任用は被災地方公共団体に限られ、東北では青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県が含まれている。被災者の見守りや、地域おこし活動の支援等復興に伴う地域協力活動を行っている。

5) 窓口の体制・情報発信

(i) 常設の相談窓口について

- 「定住・交流サポートセンター」(岩手県地域振興室内)
- 「いわて定住・交流支援センター」(東京のアンテナショップ「いわて銀河プラザ」内、大阪と名古屋の県事務所にも窓口有り)
- 「いわて暮らしサポートセンター」(ふるさと回帰支援センター(東京)内)

(ii) HPについて

- 「いわて イーハト一部に入ろう！」(岩手県HP内)
(URL) http://www2.pref.iwate.jp/~uji_turn/
- 「シゴトバクラシバIWATE」(ジョブカフェ岩手による紹介サイト)
(URL) <http://www.jobcafe-i.jp/index.html>

(iii) 紙媒体(冊子)について

- 「いわて イーハト一部に入ろう！」(発行：岩手県)
内容 総合情報ガイドブック
- 「IWATE UJIターン 岩手県への移住・定住の誘い(いざない)」(発行：(公財)ふるさといわて定住財団)
内容 移住者体験談

6) 実績の把握

- 市町村の相談窓口を通して移住した人、市町村の移住施策を利用した人、県外から就職及び就農した人の数の合計として把握している。

7) 課題の把握

- 移住希望者にはそれぞれの希望があるので、どれだけそれらの希望に寄り添える支援が出来るかが課題である。様々な希望に寄り添うということは、仕事、住居等包括的に理解し情報を持っていなければいけないため、連携や体制構築が必要。まずは移住推進体制を構築していくことを重点目標としている。

③ 宮城県

1) 担当

- ・震災復興・企画部 地域復興支援課 復興支援第一班

2) 県内連携団体

- ・「みやぎ移住・定住推進県民会議^{注)}」
役割 関係各所との連携と情報共有
- ・「移住・交流市町村連絡会議」
役割 市町村との連携と情報共有

3) 移住・定住に関する取組みの概要

- ・過疎による人口減少は以前から問題になっていたため、宮城県は2007年度から「移住・交流推進事業」を行っている。2011年の震災後は復興優先となり事業費の見直しがあったため、やや縮小された形になった。
- ・2011年の震災以降は復興支援員（=復興応援隊）が定住につながっている事例もある。
- ・日本創成会議の提言がきっかけとなり、取組みを本格化させている。宮城県は「復興」という目標に対して「支援する人」の流れ（県外からの復興支援員等）がある。そこに「地方創生」に関わることとして移住・定住を組み合わせていこうと考えている。
- ・2015年、多様な主体の連携による新たなムーブメントの創出を目指し、行政・関係団体・移住者を含む個人で構成する官民連携組織「みやぎ移住・定住推進県民会議」を設立し、移住推進を図っていくこととしている。

4) 支援や施策の特徴

- ・住宅支援では空き家改修助成等を実施する市町村への補助金制度がある。
- ・就業や雇用、起業、結婚、子育て支援に関しては関係各課が行っており、移住者に限定したものではない。
- ・その中で就業支援に関しては、被災地における雇用支援制度（宮城UIJターン助成金事業補助金、宮城県事業復興型雇用創出助成金）を新設した。
- ・支援施策は市町村が中心となって行うもので宮城県が直接関わるのは少ない。県は情報の集約と発信を充実させる役割と考えている。
- ・2015年7月に東京都内と仙台市内に、移住に関するワンストップ相談窓口「みやぎ移住サポートセンター」を開設し、専任相談員（UIJターンコンシェルジュ）が「仕事」や「暮らし」の相談を受け付けている。
- ・併せて、専用HP「みやぎ移住ガイド」を開設し、各種支援情報や求人情報など、幅広く情報を発信している。

注) 行政、関係団体、企業、移住者を含めた住民等が連携・協力していくために2015年7月に設立した。団体・個人合わせて141主体が参加している（2015年末時点）。講演会を開催し情報共有を図る。

5) 窓口の体制・情報発信

(i) 常設の相談窓口について

- 「みやぎ移住サポートセンター」(東京都内と仙台市内の2カ所)

(ii) HPについて

- 「みやぎ移住ガイド」(宮城県公式サイト)
(URL) <https://miyagi-ijuguide.jp/>

(iii) 紙媒体(冊子)について

- 「ちょうどいい、宮城県。」(発行:宮城県)
内容 総合情報ガイドブック

6) 実績の把握

- 現在は把握していない。今後は相談窓口を介して移住した人を把握していく。

7) 課題

- 対策は西日本よりは遅れている。人口減少が注目され、昨年日本創成会議の報告によって一段とどの県も同じような取組みをするようになった。そのような中で宮城県が埋没しないようにと考えている。東京と近いことや自然が多いこと等、魅力を発信していきたいと考えている。
- ボランティア等、復興支援を契機とした移住者の地域への定着支援や、地域における移住者支援が不可欠であり、今後、官民連携による受入体制の整備を進めていくことが重要と考えている。

④ 秋田県

1) 担当

- 企画振興部 人口問題対策課

2) 県内連携団体

- 「(公財) 秋田県ふるさと定住機構^{注1)}」
役割 就職支援
- 「NPO法人 秋田移住定住総合支援センター^{注2)}」
役割 県内のワンストップ移住相談窓口
- 「あきた移住促進協議会^{注3)}」
役割 移住促進に関わる情報共有

3) 移住・定住に関する取組みの概要

- 秋田県ではこれまで、就業支援を重視したAターン（秋田県におけるU・Iターンの総称）の推進に取り組んできた。
- 移住・定住の取組みは、2014年度に地域活力創造課内に専従班を設置し（3人体制）、2015年度から人口問題対策課 移住・定住班として4人体制で取り組んでいる。
- 首都圏での移住相談体制の強化のため、2014年度に「ふるさと回帰支援センター（東京）」に移住相談員を配置し、2015年度からは、秋田県への移住と就職の一体的な対応を行う「あきたで暮らそう！Aターンサポートセンター」を設置し、首都圏での移住相談拠点としての機能強化を図っている。

4) 支援や施策の特徴

- 民間団体である「NPO法人 秋田移住定住総合支援センター」が県内のワンストップ窓口として、移住希望者のニーズにきめ細かく対応している。
- 「起業」による移住を促進するため、田舎発の事業創出を目指す「ドチャベン・アクセラレーター【田舎発、事業創出プログラム】」を実施した。
- 移住促進のための空き家改修を行う市町村に対して、改修に関わる経費を助成している。
- 移住希望者が短期移住体験する際の経費を助成している。
- 市町村職員を対象とした「移住相談員養成研修会」を開催し、受入体制の強化を図っている。

注1) 1991年10月、若い人達にとって魅力ある雇用機会や地域社会を創出し、地域の発展を担う人材の確保、育成、定住の促進に寄与することを目的に設立。秋田県におけるU・Iターンの総称Aターンを推進。

注2) 2013年5月 NPO法人化 前身は2010年発足「ようこそ秋田移住促進会議」。

注3) 全市町村、商工会、商工会議所、県農業公社等により構成されている。

5) 窓口の体制・情報発信

(i) 常設の相談窓口について

- 「NPO法人 秋田移住定住総合支援センター」(秋田市内)
- 「Aターンプラザ秋田」(秋田県東京事務所内)
- 「あきたで暮らそう! Aターンサポートセンター」(ふるさと回帰支援センター(東京)内)

(ii) HPについて

- 「“秋田暮らし” はじめの一步」(秋田県公式サイト)
(URL) <http://www.a-iju.jp/>

(iii) 紙媒体(冊子)について

- 「私の“あきた暮らし”」(発行:秋田県)
内容 移住・定住ガイドブック
- 「Aターン情報誌 あきた日和」(発行:(公財)秋田県ふるさと定住機構)
内容 移住者体験談 就業情報

6) 実績の把握

- NPO法人 秋田移住定住総合支援センターに移住希望登録した上で移住した人をカウントしている。

7) 課題

- 空き家を活用した移住者の住環境整備は重要であり、そのためには県と市町村、不動産業界との連携が必要である。
- 移住者が地域に溶け込み定住出来るよう、移住前から移住後までを通じた切れ目のない移住者支援体制の整備が必要である。
- 首都圏での移住相談件数が伸びており、それを移住に結びつけるために、多様な移住者ニーズに対応したきめ細かい相談体制の整備が必要である。

⑤ 山形県

1) 担当

- 企画振興部 市町村課

2) 県内連携団体

- 「移住交流推進協議会」(村山・最上・置賜・庄内の各地域)
役割 県と市町村の連携した移住交流施策の推進等
- 「(公財) やまがた農業支援センター」
役割 新規就農に関する支援・情報提供等
- 「(公社) 山形県宅地建物取引業協会」
役割 協定に基づく不動産情報の提供等
- 「(公社) 全日本不動産協会山形県本部」
役割 協定に基づく不動産情報の提供等

3) 移住・定住に関する取組みの概要

- 団塊の世代が大量退職を迎える「2007年問題」を契機に、2006年度から移住交流の施策を展開している。当初は団塊の世代を対象としていたが、山形県の総合発展計画において「若者の県内定着・県内回帰の促進」が盛り込まれたことから、その後、若者を主な対象とした。2014年度からは「ふるさと山形回帰推進プロジェクト」として、定年退職前後の世代についても主なターゲットに加えている。
- 2015年4月からは、首都圏在住者の移住相談拠点として、「ふるさと回帰支援センター(東京)」に山形県への移住とUターン就職の一体的な対応を行う「やまがたハッピーライフ情報センター」を開設し、首都圏での相談機能及び情報発信機能の強化を図っている。

4) 支援や施策の特徴

- 就業や雇用支援としては「やまがたハッピーライフ情報センター」で移住とUターン就職の一体的な対応を行っている。
- 起業支援では「やまがたチャレンジ創業応援事業」により、県内で新たに創業する人に対し、創業経費の一部を補助する支援を行っている。この制度はU・Iターン者への優遇制度がある。
- 住宅支援では「山形県住宅リフォーム総合支援事業」により、空き家のリフォーム等に関わる経費の一部を補助する支援を行っている。移住世帯に優遇制度がある。
- 結婚、子育て支援は移住・定住という観点では、現段階では行っていない。

5) 窓口の体制・情報発信

(i) 常設の相談窓口について

- 「すまいる山形暮らし案内所」(山形県市町村課内)
- 「やまがたハッピーライフ情報センター」(ふるさと回帰支援センター(東京)内)

(ii) HPについて

- 「すまいる山形暮らし情報館」(山形県HP内)
(URL) <http://www.pref.yamagata.jp/ylife/>

(iii) 紙媒体(冊子)について

- 「山形暮らしのススメ」(発行:山形県)
内容 総合情報ガイドブック

6) 実績

- 山形県の相談窓口で移住相談をした上で移住した人を把握している。

7) 課題

- 今後も、情報発信の質の向上やさらなる相談体制の整備が必要と考えているが、移住後の移住者が地域に溶け込み、定住につながるよう、地域(集落)が主体的に実施する移住者への支援(受入体制の構築)が重要と捉えており、課題と考えている。

⑥ 福島県

1) 担当

- 観光交流局 観光交流課

2) 県内連携団体

- 「ふくしまふるさと暮らし推進協議会」

役割 関係団体が連携し、受入体制の整備や情報の発信を推進

3) 移住・定住に関する取組みの概要

- 2006年に前知事が就任した際に団塊世代の回帰の受け皿になること等により、地域の活性化につながる効果があることから、定住・二地域居住推進の取組みが福島県の重点施策に掲げられた。これが県の定住・二地域居住に本腰を入れるきっかけとなった。このときに移住・定住の担当が地域振興課から観光交流課になる等の調整があった。
- 2014年からの地方創生の流れで自治体間の競争が激しくなっているが、地方で暮らすことへの評価も高まりつつある。
- 福島県の復興に携わりたいという熱い思いを持った移住者の方も数多くいる。
- こうした背景を踏まえ、県内各地域が長年移住される方を積極的に受入れており、そのノウハウを持っている等、受入体制が整っていることに加えて、福島県に移住し地域で活躍している方を広く紹介していくことにより、福島県の正確な情報や、移住された方に活躍のチャンスが開かれていること等、福島県の魅力をアピールしている。

4) 支援や施策の特徴

- 「ふるさと回帰支援センター（東京）」に福島県専門の移住相談窓口を設置し、暮らしや住まいのみならず、就職についても一元的に相談出来る体制を整えている。
- 無料で会員になれる「ふくしまファンクラブ」を組織・運営し、主に県外在住の方に向けて福島県の今を定期的に発信している。
- 東京国際フォーラムにおいて、福島県単独の大規模イベントを開催し、県内の様々な方からも多数の出展協力を得ながら、観光や物産はもとより、移住先としての福島県の魅力を発信することにより、1万人を超える方の交流を創出している。
- 住宅支援では「福島県空き家・ふるさと復興支援事業」を実施し、移住者等が行う空き家のリフォーム等の経費を対象に最大190万円の補助をしている。
- 子育て支援では「子どもの医療費助成事業」を実施し、県内18歳の方を対象に医療費の無料化を実現している。

5) 窓口の体制・情報発信

(i) 常設の相談窓口について

- 「ふくしまふるさと暮らし情報センター」(ふるさと回帰支援センター(東京)内)
「ふるさと福島就職情報センター」(同上)

(ii) HPについて

- 「福島県定住・二地域居住関係ポータルサイト」(福島県HP内)
(URL) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/fui/>

(iii) 媒体(冊子)について

- 「“three stories”」(発行:福島県)
内容 移住者体験談

6) 実績の把握

- 市町村等から任意に報告をいただいているが、全数の把握は困難である。

7) 課題

- 移住に関して福島県を取り巻く状況は、原発事故の影響により厳しいものがあるが、その中で福島の実況を正確に把握し、福島に来たいと、こちらを向いてくれる人の相談に対応し、着実に受入れていくことが求められている。

⑦ 新潟県

1) 担当

- ・県民生活・環境部 新潟暮らし推進課

2) 県内連携団体

- ・(公社) 中越防災安全推進機構
役割 インターンシップの受入れ・県事業受託等
- ・(公社) 新潟県宅地建物取引業協会
役割 不動産情報の提供等
- ・(公社) 全日本不動産協会新潟県本部
役割 不動産情報の提供等
- ・(公社) 新潟県農林公社
役割 新規就農に関する支援・情報提供等

3) 移住・定住に関する取組みの概要

- ・「2007年問題」への対応として、首都圏等に在住する60～64歳をターゲットとして、相談窓口を設置するとともに、移住相談会の開催等により新潟県への移住促進の取組みを行ってきた。
- ・近年では、20～30歳代の移住相談も増えてきており、当初ターゲットとしていた団塊世代の相談者や移住者に占める割合は低下してきている。
- ・そのため、移住相談会のテーマについても「住まい」や「(退職後の) ライフプラン」だけでなく、年齢層の若い方向けの「地域おこし協力隊」、「就農」等のテーマの設定も必要となってきた。
- ・2015年度より、新潟県の組織改正を行い、U・Iターン促進の施策を一層推進し、人口減少対策の強化を図るため、「新潟暮らし推進課」を新設した。

4) 支援や施策の特徴

- ・就業や雇用支援については東京にある県のアンテナショップ「表参道・新潟館ネスパス」内に相談窓口を設置した。仕事については「にいがたUターン情報センター」、暮らしについては「にいがた暮らし相談窓口」を設け、専任の相談員が常駐してワンストップでの相談対応を行っている。なお、「にいがたUターン情報センター」は2011年より、全国初となるハローワーク機能を付加し、職業紹介も可能となっている。
- ・また、2015年5月より専任相談員の「新潟県U・Iターンコンシェルジュ」による転職や「にいがた暮らし」に関する相談対応を行っている。
- ・住宅支援については2015年度より「U・Iターン促進住宅支援モデル事業」を実施している。U・Iターン者を対象に市町村が行う賃貸住宅家賃補助事業に要する経費（家賃補助、契約時初期費用（礼金、不動産取引手数料、家賃支払保証料）補助）に対し、その補助額の3分の1または2分の1を補助している。

- その他の支援としては、地域や市町村における移住者の受入体制づくりを支援するため、県主催で「移住者受入人材育成研修会」を開催し、移住者受入れのノウハウ等を学んでもらうことで地域での取組みの促進を図っている。また、「にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクト」を実施し、県外の若者を中心に新潟県に一定期間滞在してもらうプログラムを実施する市町村に補助金を交付している。この滞在を契機とした定住の促進を図っている。

5) 窓口の体制・情報発信

(i) 常設の相談窓口について

- 「にいがたUターン情報センター」(東京のアンテナショップ「表参道・新潟館ネスパス」内)
- 「にいがた暮らし相談窓口」(東京のアンテナショップ「表参道・新潟館ネスパス」内)
- 「新潟県U・Iターンコンシェルジュ」(人材派遣業者へ委託)

(ii) HPについて

- 「にいがた暮らし」(県U・Iターンポータルサイト)
(URL) <http://www.furusato-niigata.com/>
- 「niiGET (ニイゲット)」(若者向け県U・Iターンポータルサイト)
(URL) <http://www.niiget.jp/>

(iii) 媒体(冊子)について

- 「にいがたUターンでかなえる10のこと」(発行:新潟県)
内容 新潟県と東京都の暮らしの比較、新潟の魅力等
- 「にいがたで、はじめる」(発行:新潟県)
内容 総合情報ガイドブック
- 「新潟生活」(発行:新潟県)
内容 新潟にU・Iターンした先輩の体験談等

6) 実績の把握

- 市町村と連携して把握している。

7) 課題

- 移住検討度に応じた、きめ細かな情報提供等の支援をすること。
- 移住を考えているが具体的な行動につながっていない層(潜在層)の掘り起こし。

(2) 市町村の取組み

次に若者の移住・定住を促進するために市町村がどのような取組みを行っているかを担当職員等からのヒアリングにより明らかにする。各県の担当者から目立った動きがある市町村について質問した結果、回答を得られた市町村のうち、宮城県丸森町、福島県昭和村、新潟県十日町市の3地点を調査した。丸森町は2015年度から積極的な取組みを開始した地点として、昭和村は長年、取組みの実績がある地点として、十日町市は地域おこし協力隊の取組みが盛んな地点として選定した。

■ヒアリング調査対象

- 宮城県 丸森町 子育て定住推進課 定住推進班
- 福島県 昭和村 総務課 企画係
元からむし織体験生3名
NPO法人 苧麻倶楽部
- 新潟県 十日町市 企画政策課 移住定住推進係

① 宮城県丸森町 —取組み初期段階の動向—

1) 宮城県丸森町の概要

宮城県伊具郡丸森町は県の南端に位置しており、仙台市と福島市へは車で1時間程度である。人口は13,984人（4,551世帯）（2015年10月時点）、1954年に2町6村が合併し現在の枠組みとなった。面積は273.0km²、そのうち森林が192.1km²で7割を占めており、耕地面積は31.7km²である。就業人口は7,059人で産業就業人口別では第一次産業が14.0%、第二次産業が40.5%、第三次産業は45.5%となっている。町内の基幹産業は農業で、主要な作目である水稲、畜産、野菜と果樹や特用林産物を組み合わせた経営が行われている。

資料：大河原地方行政連絡調整会議（2015）「仙南地域の概要 平成27年度」
農林水産省「作物統計調査 平成26年」
宮城県「平成27年国勢調査結果速報（宮城県の人口及び世帯数）」



図2-1 宮城県丸森町

2) 丸森町の人口の概況

丸森町の人口は1950年をピークに高度経済成長期に著しく減少した後、1985年までは約20,000人を維持していたが、それ以降、減少が続いている。現在は13,984人とピーク時の半数以下となっている。

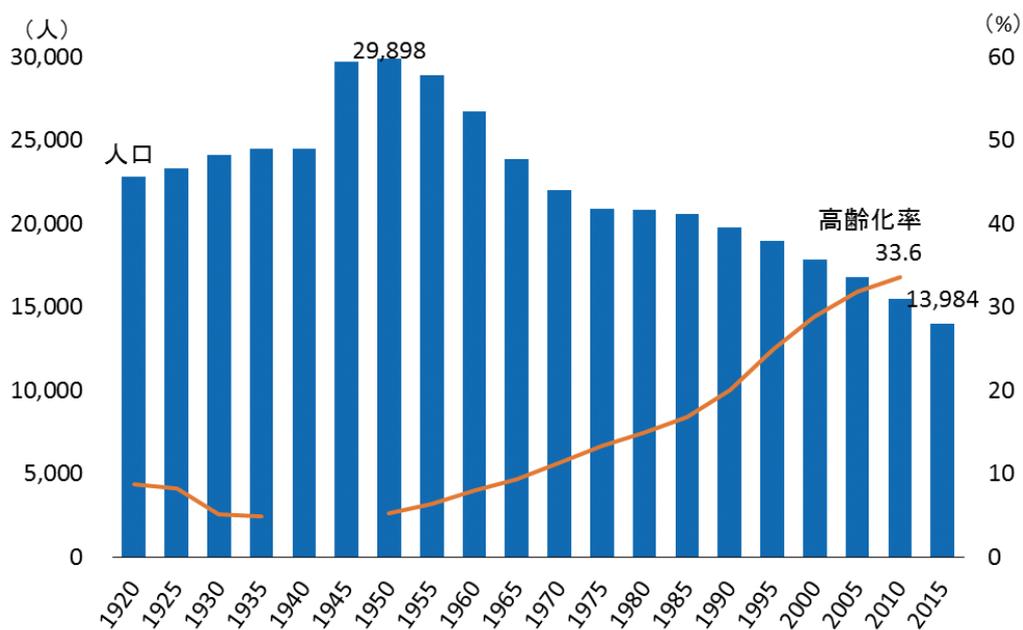


図 2 - 2 丸森町の人口と高齢化率

資料：総務省「国勢調査」(2015年のみ宮城県「平成27年国勢調査結果速報(宮城県の人口及び世帯数)」)

3) 丸森町の移住・定住政策

丸森町が移住・定住の促進に関して本格的に取り組んだのは2015年度、子育て定住推進課 定住推進班が新設されてからである。手探りの中でも県のモデル事業に取り組む等積極的な動きがみられる。

(i) これまでの支援施策等の取組み

丸森町では子育て定住推進課 定住推進班が設置される以前からも「定住支援」に関する施策が行われている。町のホームページ中の「定住支援」の項目に掲載されている情報をまとめたのが表2-1である。第2子以降保育料無料化の施策以外は住環境整備に特化した内容である。これは希望者に働きかけて移住・定住を促進することを目的としたものというよりは、既存住民を引き留めることを重視した内容といえる。

表2-1 これまでの施策

事業名	内容
しあわせ実感・丸森いきいき定住促進事業	新婚や子育て世帯など若者世代の町内定住を促進するための各種補助金制度
①新婚等世帯民間賃貸住宅家賃助成	入居時補助金: 10万円 家賃補助金: 最高1万円(24ヶ月間)
②新婚子育て等世帯住宅取得奨励	基本補助金: 新築住宅取得 100万円(中古70万円) 加算補助金: 土地取得加算 限度50万円(新築のみ) (町指定の新興住宅地を取得する場合は別途50万円の加算) 町内業者建築加算 50万円(新築のみ) 新規転入世帯加算 30万円(中古30万円) (既存住民: 最大250万円、新規住民: 最大280万円)
③定住促進住宅リフォーム支援	住宅の増改築に要する経費の上限30万円(補助率1/3) 加算補助金: 町内建築業者の場合、補助金の20%
④世帯向け民間賃貸住宅等建設支援	建設時補助金: 賃貸住宅1戸当たり50万円×戸数、上限500万円 当該賃貸住宅への給水装置の新設等による水道加入金相当額 経営支援補助金: 固定資産税相当額(建物および土地)3年間
⑤民間宅地開発支援	造成費用補助: 分譲の目的で造成される1区画以上の住宅用地があり分譲面積150㎡以上の造成に要する経費、上限500万円(補助率1/2)
若者定住促進住宅	夫婦、もしくは婚約している者の一方が35歳以下であることが条件 2LDK(61.69㎡)で賃料は35歳以上46,000円、35歳未満36,000円
定住促進団地 宅地分譲	小学生以下の子育て世代限定、宅地の無償貸付け及び低価格で譲渡
第2子以降保育料無料化	2014年4月から第2子以降児童にかかる保育料を無料化

資料：丸森町HPより<http://www.town.marumori.miyagi.jp/teijyu.html> (2015年12月8日最終閲覧)

その他、町内でも比較的農業が盛んな地域2ヶ所にクライנגアルテン（滞在型市民農園）を2000年と2005年に整備している。クライングアルテンとは休憩（宿泊）可能な小屋がセットになった市民農園である。丸森町では全26区画、1区画当たり年間36万円で貸し出し、滞在人口の拡大を図ってきた。これを機会に移住した人もいるが、施策として町が関わったものではない。現在は新規就農者の研修等にも利用されており、田舎暮らしを選好する人には好評を得ているが、徐々に利用者が減少している。

次に今年度、新たに行っている事業について説明する。

(ii) 2015年度からの取組み

(ア) 子育て定住推進課 定住推進班を新設

前述した通り、正式な担当課が新設されたのが4月からである。これまでの企画財政課をはじめ複数の課で担当していた定住施策部分を引き継ぎ3人体制で発足した。これにより、移住・定住促進の取組みが本格的に行われることとなった。

(イ) 「移住・交流推進モデル事業」の取組み

これは宮城県が移住・交流推進に関して市町村への支援、連携を強化するため行っているモデル事業である。実施地域は2箇所であり、丸森町大内地区の他、栗原市花山地区である。内容は移住推進に積極的な市町村を対象にアドバイザーを派遣し、市町村・受入団体等と一緒に地域資源の掘り起こし、受入体制の整備等、地域性や独自性のある企画提案を行うものである。

大内地区は21の行政区(集落)で構成されており、人口2,526人(823世帯)(2015年10月31日時点)の地域である。この事業ではアドバイザーを招き、ワークショップ等を6回行った。ワークショップには28名の委員が招集され、委員は区長等の充て職もいるが、ほぼ半数がUターン者やIターン者である。移住・定住経験者の体験に基づく意見も取入れ協議を重ねた。

初回に町からは、決してアライバイ作りの委員会ではないので町は答えを準備していない旨を宣言し、そもそも、移住者を受け入れる必要があるのか、という根本的なことから協議を開始した。人口減少は地域にとってどのような影響があるのか、移住者の受入れはどのような効果をもたらすか等、自分達に関わることだと想定してもらいながら協議した。結果的に移住希望者に対して地域を知ってもらう地域のガイドブックを作るという結論に至った。これは「地域の教科書」と呼ばれるもので、住民にとっては当然のことである、地域行事や自治会費、年間を通した気候や地域独特な生活の知恵の他、地域の古くてなければ語りだすことができなくなりつつある伝統や言い伝え等を整理し、まとめたものである。「地域の教科書」づくりを通して、住民の一体感が生まれ、移住者に向けたものではあるが、その製作過程では既存住民が今一度、自分が暮らす地域を見つめ直す機会になる。自分達の暮らす地域の価値を再確認し、移住希望者へ胸を張って自らの地域を説明出来るようになるのである。

このように委員が出した結論であるならば、町は予算を含め可能な限りの支援を継続するとのことである。

(ウ) 「丸森町婚姻推進活動支援事業」の取組み

この事業は人口減少対策のためのものである。丸森町では2002年から独自に結婚相談所を設け、38組の成約実績がある。しかし、町内住民が町外の住民と出会う機会を創出するには限界があり、2015年10月に結婚相手紹介サービスを行う民間企業と提携した。この企業が地方自治体と提携するのは6例目であるが、入会金に加え、月額会費の半額までも町が補助するという事例は初とのことである。

(エ)「起業支援推進事業」の取組み

これは子育て定住推進課定住推進班の担当ではなく、商工観光課の担当であるが、移住希望者にとっても移住を決断する際に有効的な取組みであると考えたため、簡単に紹介する。町では、2015年8月27日、起業を支援する取組みとして「起業サポートセンターCULASTA（クラスタ）」を開所した。若者世代の就業機会を確保し人口流出を防ぐため、起業希望や関心がある住民を対象に支援を行うことを目的としている。業務は起業支援に実績のある仙台市にある企業が請負っており、スタッフが週3日、終日常駐している。事業計画の練り直しや資金調達の仕方等を伴走型で支援する。また、年会費1,500円でセンター内の共同スペースも利用可能で、町外ですでに起業に実績のある人や、起業希望者も積極的に受入れようとしている。実際に起業したという事例はまだないが、具体化しそうな計画が出始めている。その他、今年度は定員10名の無料ビジネススクールも6回開催した。



写真2-1 起業サポートセンターCULASTAの概観

注)有形文化財「齋理屋敷」を改修し利用している。

資料：MARUMORI CULASTA PROJECT HPより<http://marumori-startups.com>（2015年12月24日最終閲覧）

これまでは既存住民の流出を防ぐため、住環境整備に直接補助金による支援を重点的に行ってきたが、2015年度からは担当課を新設し移住・定住を促進するために取組みを本格化している。特に住民の受入体制を主体的に整備することへの支援や、やる気次第で着実に起業を後押しするような支援が打ち出された。住民にとって補助金をもらうというような受身的ではなく、活動を促されるような支援に変わってきている。

4) 担当職員の評価と展望

丸森町では今年度、様々な取組みが一斉に同時進行している。そういった中で、これまで取組んできたことに対する評価や今後、どのような点に留意すべきと考えているのか、担当職員の発言をまとめたのが表2-2である。

この発言からは、移住・定住促進は行政が主導的に進めるものではなく、住民の理解と主体性を引き出すことで成され则认为していることが分かる。また、職員自信の固定概念に囚われず、新たな価値観への気づきやその価値観の友好的な活用が重要であることも示唆している。

表2-2 担当職員の評価・展望

発言区分	発言内容
これまでの評価	住民を引き留めておくことに重点をおいてきた。現在も、まずは町民のみなさんが幸せに暮らすことが第一。そうでなければ、移住希望者も増えないと思う。
住民主体の必要性	地域の課題を解決するのは役場ではなく地域住民。移住政策も同様で、移住促進の動力となるNPOが出来れば良いと思っている。丸森町には住民活動を代表するようなNPOが少ないので、移住サポートセンターという形で具現化させたい。 住民が自分たちの課題解決のために移住政策が必要だと言うならば、そのための支援は惜しまない。
新たな価値観の必要性	移住には「住まいと仕事と教育環境」が重要だと言われるが、住居と仕事が近距離になければならないということではないだろう。住むのは丸森町、働くのは隣町ということでも良いのではないかと。 町の中心部から30～40分圏内で小児科やショッピングする店舗がそれぞれ40地点ほどある。住み易さをアピールするためのマップを作っている。 全国的な移住フェアにブースを出した際、丸森町の予備知識が全くない人から、名前が素敵だと言われた。そういうことは今まで、思ったこともないこと。そういう新たな気づきを活用したい。

5) 取組みのまとめ

(i) これまでの取組み

元々、「定住支援」という名目で行われていたのは補助金による住環境整備が主である。これは移住者の獲得というよりは既存住民の流出防止といった意味合いが強いものである。まずは既存住民が幸せに丸森町で暮らすことが第一であり、移住者獲得の優先度は低かった。

(ii) 新たな取組み

担当課が新設され、本格的な取組みが始まったばかりであるが県のモデル事業に応募し、住民の主体的な受入体制を整備することや、やる気次第で起業実現まで手厚く支援する独自の取組みが一斉に始まっている。今後はNPO等による移住者受入れの支援組織の設立を検討している。行政は住民主体的な取組みになるような仕掛けをしながら、積極的に移住・定住促進に関わる支援施策を打ち出している。

6) 移住・定住促進に向けて

(i) 受入れる住民に必要な支援の拡充

移住者の受入経験が乏しい初期段階では、受入れ当事者である住民の主体性を引き出すことが重要である。行政は住民に考える機会を持ってもらい、住民の決定を尊重出来る支援をする。例えば、本当に受入体制を整備する必要があるのかといったことから協議することを促すことである。

(ii) 新たな視点の必要性

新たな価値観、コンセプトを考え出して、施策を打ち出すことである。それはないものを新たに作り出すということではなく、存在しているのに気付いていないものに価値を与えることである。例えば、自家用車で通勤することが当たり前と思っていることについて、実は「ウリ」になるのでは、と考え出すこと等である。その他、IターンとUターンを同一視せず違いを整理し受入れ側として、より誘致しやすい希望者に狙いを定め支援施策を打ち出すこと等も考えられる。

② 福島県昭和村 一からむし織体験生（織姫・彦星）事業の取組み一

1) 福島県昭和村の概要

福島県大沼郡昭和村は県西部、会津地方のほぼ中央に位置する村である。面積は209.3km²、そのうち森林面積は188.5km²（90.0%）、耕地面積は4.2km²（2.0%）、で、10集落から構成されている。人口は1,322人（616世帯）（2015年10月時点）である。

産業別就業人口は第一次産業276人（40.9%）、第二次産業92人（13.6%）、第三次産業307人（45.5%）となっている。特に第一次産業ではカスミソウの栽培が盛んであり、夏秋期の栽培面積が全国一である。その他、からむしの栽培から加工を行う地域としても有名である。

資料：福島県「平成27年国勢調査速報（福島県の人口・世帯数）」
福島県市町村振興協会（2015）「福島県市町村要覧2015」

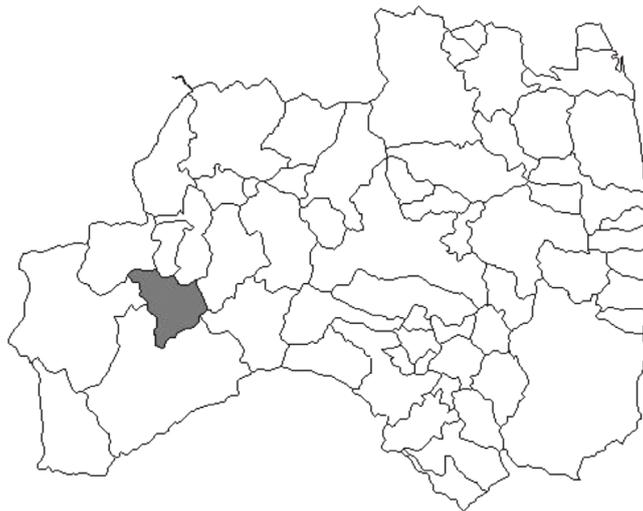


図 2 - 3 福島県昭和村

2) 昭和村の人口の状況

人口は1955年の4,810人をピークに減少し続けており1,322人となっている。2015年の人口は1955年の27%にまで減少している。また、高齢化率は2010年時点で53.2%と高い値となっている。

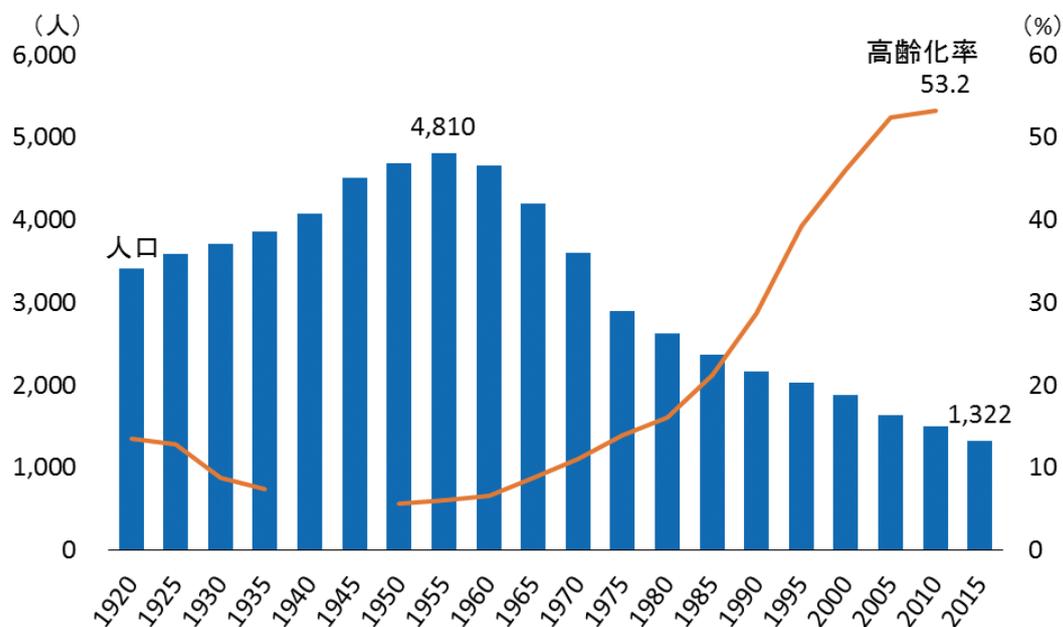


図 2 - 4 昭和村の人口と高齢化率

資料：総務省「国勢調査」（2015年のみ福島県「平成27年国勢調査速報（福島県の人口・世帯数）」）

3) からむし織体験生（織姫・彦星）事業の概要

(i) 制度制定の経緯

からむしとはイラクサ科の多年草で苧麻（ちょま）または青苧（あおそ）と呼ばれる植物である。昭和村では古くから、越後上布等の原料となるからむしを換金作物として栽培してきた歴史がある。また、村内で織物に加工する（からむし織）技術も伝承されており、途切れることなく続いてきたからむし生産地としては本州唯一の地域と言われている（生産工程は図2-5参照）。しかしながら、過疎化の進行に伴い担い手の確保・育成が懸念されていた。そこで1994年度（平成6年度）に役場職員の発案により、からむし関連産業の担い手確保と若者人口の移住・定住促進も目的とした、「からむし織体験生（織姫）事業」（2001年度からは「からむし織体験生（織姫・彦星）事業」）が実施されている。

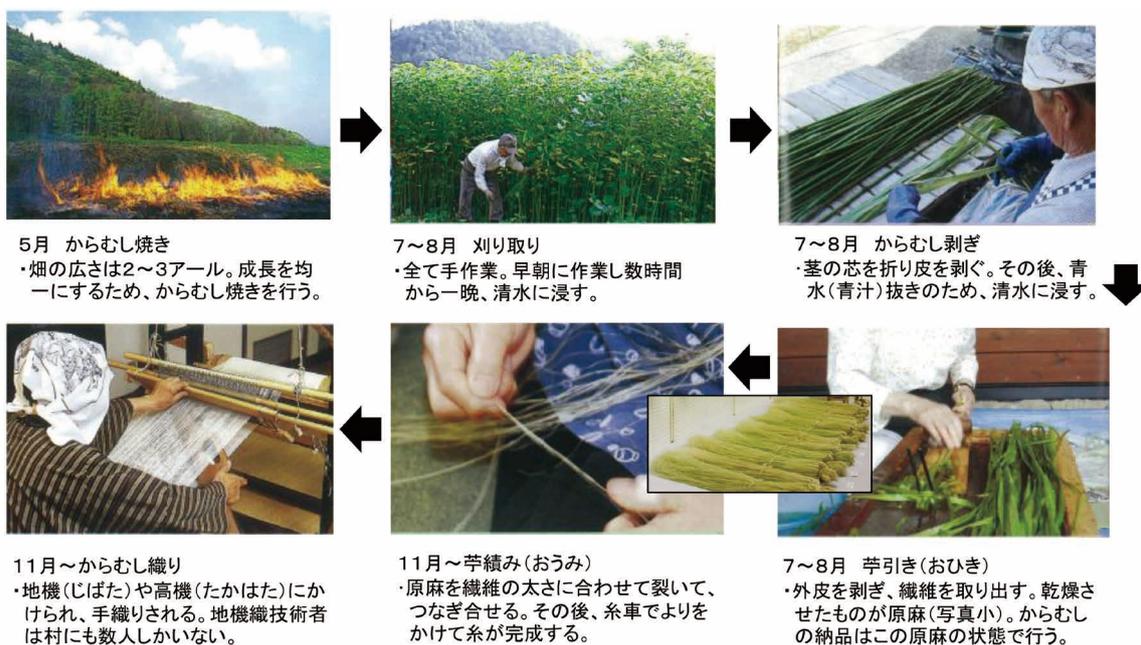


図2-5 からむしの生産から加工までの工程

資料：昭和村「昭和村」より一部加工し作成

(ii) 制度の内容と変遷

当初は3年間限定の制度として開始された。応募者の年齢や滞在先、財政的な理由から報償費が打ち切られる等の変更があったものの、現在も研修に必要な経費は全て村が負担し事業は継続している(表2-3)。

表2-3 体験生制度の変遷

年度	対象	期間	必要経費	報償費	滞在先
1994	35歳以下の女性	6月～翌3月	全額補助	5万円	からむし織関連技術保持者の自宅にホームステイ
1995～1998		5月連休明け～翌3月		8万円	村内施設で共同生活
1999～2000	18歳以上の女性			なし	
2001～現在	男性も可				

資料：昭和村資料

採用された体験生は織姫(男性の場合は彦星)と呼ばれ約1年間、下表に示した研修を受けることとなる。これまで彦星として採用されたのは1名である。内容はからむしの栽培から織りの技術習得に加え、農業体験、生活工芸体験、地域行事への参加等である。からむし関連産業のみならず、昭和村で生活するための基礎的な事項も研修内容に加えられている。講師もからむし織の熟達者以外に、農家や伝統生活工芸技術保持者等が担っている。

表2-4 体験生のスケジュール

区分		内容	時期
からむし織の一連の工程	畑作業	春作業(除草、からむし焼き、施肥、垣造り、苗(根)植え等)	5～7月
	苧引き(おひき)	刈り取ったからむしから繊維部分を取り出す	7～8月
	苧績み(おうみ)	繊維を細く裂き糸をつくる	5～3月
	染色	草木染め	7～11月
	織り	高機による平織帯1本を仕上げる	12～3月
農業体験	畑作業	各種野菜づくり	5～11月
講習		からむし生産技術保存協会 ^{注)} の講習会へ参加 染色講習・村文化財講習	5・7・12月 随時
研修		小研修(駒止湿原等 近辺)1日間 視察研修	7月頃 10月頃
生活工芸体験		わらじづくり、又はつる細工など	9～11月頃
郷土料理体験		梅漬け、白菜漬け等 ソバ打ち体験	随時 11月頃
その他		村行事への参加	年間

注) からむし生産技術保存協会：村内の全からむし生産者、約20軒で構成されている団体。生産そのものは各生産者ごとに行われている。

資料：昭和村資料

1999年度からは体験修了後、より深くからむし織に関わりたいという要望を受け、より高次の技術習得を目指す「研修生」を受入れている。研修生制度についてまとめたのが表2-5である。基本的には研修生が独自に学びたいことを研究名目で行ってきたが、2015年度からは「道の駅 からむし織の里しょうわ」内の「織姫交流館」での実演やからむし織体験の指導を行うことを義務化する等、役割が与えられるようになった。

表2-5 研修生制度の変遷

年度	対象	期間	必要経費	報償費	滞在先
1999	体験修了後、村内でより学びたい者	1年間	全額補助	6万円 (12-3月は6万5千円)	村内の空き家など
2000-2008		2年間			
2009-現在		3年間			

資料：昭和村資料

(iii) 修了後の定住状況

2014年度までで97名が修了している。そのうち、昭和村に留まり続けている人数は28名（うち1名は既存の昭和村住民）である。現在も留まっている元織姫らは「株式会社 奥会津昭和村振興公社」が製造販売する、からむし織の織り子や、同公社が経営を請け負っている「道の駅」等に就業している場合や、体験生の指導員、飲食兼からむし織製品販売店経営、農作業アルバイト、飲食店アルバイト、JA施設でのアルバイト等を行っている。その上で、関わりに濃淡はあるが、個々がからむしに関わる作業を行っている。また、この28名のうち11名が結婚し定住している。その結果、小学生未満10名、小学生7名、中学生3名、高校生以上4名、合計すると24名の子どもが村内で誕生している（2015年9月時点）。現在も例年10名以上の応募があり、事業を継続する限り今後も一定の応募があるものと思われる。

(iv) 担当職員の評価と体験生の感想

現在、当事業を担当している職員からは以下の評価が得られた。からむしに関わる伝統産業の維持・活性化や住民に対する好影響を示唆する一方、元体験生らの生計に関しては課題がある。

表2-6 担当職員の評価

発言区分	発言内容
若者人口への効果	97名中、28名が村内に留まっている。11名が結婚し小学生未満が10名、小学生が7名(全児童数30名)、中学生が3名(全生徒数21名)、高校生以上が4名、合計すると24名の子どもが誕生した。
伝統産業の維持・活性化の効果	高齢等を理由にからむし畑の管理ができなくなった畑を元体験生に貸し出す住民が増えた。からむし生産の担い手として元体験生が機能している。
住民への影響	<p>毎年4名の採用が常態化しているので、村民が楽しみにしている。活気付いている。</p> <p>講師役の住民は教えることにやりがいを感じている。</p> <p>それまで、からむしに関わりのなかった住民が体験生の上達を目の当たりにして、からむし生産やからむし織に関わりを持ち始めた。</p> <p>体験生が自身のスキルを活用し公民館事業で教室を開催し、好評を得ている。</p>
課題	<p>からむし関連産業だけで生計を立てるのは難しい。その他の仕事が必要だが、からむしの収穫は7～8月の日中に集中するため、正規採用職だけでなく、アルバイトであっても兼業は難しい。</p> <p>からむし織に興味のある人は多い。織りの技術者のみならず、からむし生産に特化した人も養成したい。</p>

次に当事者である元体験生がどのような感想を持ち評価しているかまとめたのが表2-7である。

からむしに関わりたいたいという思いを抱いて体験生となり、その思いを強く持っている人が修了後も留まっている。反面、からむしに関わりを持とうとすればするほど、他の就業との両立が難しく、生活のための収入を得ることに苦慮している状況がうかがえる。修了後は役場との関係も薄くなる。そのような状況を元体験生らは受入れている。また今回、話しを伺った3名は3名とも何らかの理由（多くが不可抗力）で空き家から空き家へと引越しを余儀なくされていた。

表2-7 体験生の感想

質問項目	回答		
年代	30代	30代	20代
出身	首都圏	首都圏	首都圏
応募のきっかけ	<p>染色をしていたが、布を作ることが一番だと思うようになったときに募集を見た。</p> <p>からむし以外の体験もできるということにも魅力を感じた。</p>	<p>元々、別の地域で織物を習っていたが、その研修期間が終わった後、この募集を知った。</p> <p>材料から全て、自分の手で作れるからむしが魅力的だった。</p>	<p>地に足をつけて暮らしたいと思っていた。からむし織は日本古来のものなので、それを作りたいと思った。</p>
留まったきっかけ	<p>帰っても、他にやりたいことがないと思った。</p> <p>からむしの魅力をもう少し、追求したかった。</p>	<p>からむしに関わっていたいので、今はやれる限りはここにいたいという思いで留まっている。</p>	<p>体験生になった段階で修了後には残ろうと思っていた。</p>
収入について	<p>織物の納品、農作業アルバイト、冬季の季節労働など。</p> <p>農作業アルバイトを数年続けたが、からむしに携れなくなり辞めた。</p>	<p>村内の飲食店、道の駅でのアルバイトなど。</p> <p>からむしの繁忙期にはアルバイトは出来ないので辞めた。</p>	<p>役場の臨時職員や村の診療所の受付、JA施設の事務アルバイトなど。</p> <p>仕事を探すのが大変。</p>
修了後の役場からの支援	<p>修了後の一度だけ空き家の仲介してもらった。研修が終われば、役場にあまりお世話にはならない。</p>	<p>研修後、一度だけ空き家の仲介してもらった。終了後は基本的に全て自分で行わなければいけない。役場をあてにするという感覚はない。</p>	<p>特にない。</p>
移住者として感じる点	<p>結婚してしまうと、「その家の人」になってしまうが、独り身だと自由だし、声もかけてもらいやすいと思う。晩御飯をご馳走になったり、お風呂に入れてもらうこともある。</p>	<p>織姫のことを比較的、多くの人が受入れてくれているとは思いますが全ての人が受入れてくれている訳ではない。</p>	<p>始めのうちは、都会育ちなので、昭和村の価値観について馴染む必要があると思った。現在、住んでいるところでは近所付き合いの中に入れてもらっている。</p>
その他	<p>空き家を利用しているが引越しを5回した。</p>	<p>冬の除雪は女性一人では大変。</p> <p>空き家を利用しているが1回引越した。</p>	<p>冬は一ヶ月ほど実家に戻ってアルバイトをすることもある。</p> <p>空き家を利用しているが1回引越した。</p>

4) その他の移住・定住支援施策

(i) 昭和村新規就農者受入事業

2003年度より開始された1年間の研修の後、2年目からはカスミソウ栽培農家として独立を支援する事業。基本的には生活費や農地取得費についての補助はない。これまでUターンが4組6名、Iターンが7組11名、入村した実績がある。

(ii) 田舎暮らし体験住宅

昭和村への移住を考えている人向けの体験住宅。原則1週間以上の利用から可能。

(iii) 空き家バンク

村内の空き家を役場が事務局となり登録と仲介をしている。16軒の登録のうち12軒が契約されている(2015年9月時点)。

(iv) 空き家改修助成

改修にかかる費用の1/2、上限15万円を助成する制度。水回りやボイラーの改修に当てられる場合が多い。

5) その他の支援組織

(i) NPO法人苧麻倶楽部

2007年度に「誰もが主役の村づくり会議」という名称で、住民の目線で村内の問題を整理し解決する協議会として行政の主導で立ち上がったものが前身。2008年3月にNPO法人として認可され、「地域産業の振興に関わる事業」、「地域住民へのサービスに関わる事業」、「都市との交流に関わる事業」を展開している。特に「都市との交流に関わる事業」は昭和村のお宅にホームステイしながら、そのステイ先でボランティアを行う事業である「昭和村ワークキャンプ」や、小学校の修学旅行、企業ボランティアを受入れる「農都交流事業」を実施しており、村外の人々が昭和村を訪れ、交流する機会を創出している。2014年度は合計300名以上の人々がこの事業によって昭和村を訪れている。

現在の常駐スタッフは2名であるが、これまで緊急雇用対策等の予算を割り当ててもらい、なんらかの縁でIターンした人物や地域おこし協力隊の受け皿としても機能している。

6) 取組みのまとめ

(i) 事業の実績

1994年から開始されており、東北ではかなり早い段階から対策を打ち出した事例で認知度も高い。からむし関連産業に関わる担い手の育成と確保を行い、その数を着実に増加させている。村内に留まっている元体験生らは、アルバイト等をしながらも独立し畑を借り受け、糸を作り、創作に励む者や、結婚し子育ての合間からむしに関わっている者等28名が留まり、24名の子どもが誕生し住民は事業により入村する織姫を歓迎し受入れている。

(ii) 定住に向けた課題

からむしは1年で1人が生産出来る範囲としては3畝（約3 \bar{m} ）程度が限界であり、そこから生産されるからむしやからむし織の収入だけでは暮らせないのが現実である。特に独立して担い手となった元体験生らは、からむしに関わる度合いを強めれば強めるほど、他の仕事との両立が難しくなる。元来、昭和村で行われてきたからむし生産は稲作の副業として家族経営の中で成立してきたもので、元体験生が一人で生活を維持させる仕組みを備えたものではないと推察出来る。担い手としてからむしに真剣に向き合っている元体験生には、何らかの支援を検討する必要がある。

7) 移住・定住促進に向けて

(i) 地域の魅力の発掘

地域では成り手が不足してきた伝統産業が地域外の若者からは魅力あるものとして評価されている。外部人材を呼び込むための地域の魅力は地域の価値観では気づき難い。何が若者を呼び込む魅力なのか、地域外の価値観を持って発掘・整理する。

(ii) 移住後の定住化に向けた支援の必要性

「移住したいから来た」のではなく、「したいことがあったから来た」若者を定着させる仕組みと支援の方向性を可能な限り想定する。修了後は生業として成立するような状況にあるのか、副業との組み合わせがどのように可能なのか示すことである。修了生に対する住環境整備支援を拡充することや、販売先の確保、企業支援等を手厚く支援することが求められる。

③ 新潟県十日町市 ―地域おこし協力隊任用と移住・定住促進―

1) 新潟県十日町市の概要

新潟県十日町市は県の中央南部に位置し、2005年4月1日、旧十日町市、中魚沼郡川西町・中里村、東頸城郡松代町・松之山町の5市町村が新設合併し、現在の枠組みとなった市である。十日町市では集落の総数は433であり小学校単位、あるいは地縁的なつながりから複数集落で地区という単位が構成されている。地域おこし協力隊は大よそ、この地区単位で任用されている。また地域自治は2段階の組織構成がされており、その内容は13の上位組織があり、その下に振興会という名称で52組織が構成されている。面積は589.9km²で、耕地面積が85.4km²（14.5%）そのうち田が約63.1km²（10.7%）、畑が22.4km²（3.8%）、山林面積は175.6km²（29.8%）である。人口は54,932人（18,591世帯）（2015年10月時点）となっている。

産業の特色として、一次産業は水稻栽培を主とした農業が中心となっている。近年、きのこ等の特産林産物を組み合わせた複合経営も行われている。二次産業では伝統的なきもの産業が基幹産業であったが出荷額や従業者数は長期に渡って減少を続けている。その他の工業生産出荷額も県内で低位に位置している。三次産業ではサービス業や飲食業が中心であるが、その中でも介護や医療、ITソフト関連産業が拡大しており今後も微増、或いは維持が予想されている。

また、全国有数の豪雪地帯で1年の1/3以上が降雪期間である。

資料：新潟県「平成27年国勢調査速報（新潟県分）」

十日町市HP「十日町市の沿革」

<http://www.city.tokamachi.lg.jp/kurashi/00493.html>（2015年12月24日最終閲覧）



図2-6 新潟県十日町市

2) 十日町市の人口の状況

人口は1950年の104,076人をピークとして54,932人まで減少している。合併した2005年の62,058人と比較しても約7,000人の減少となっている。

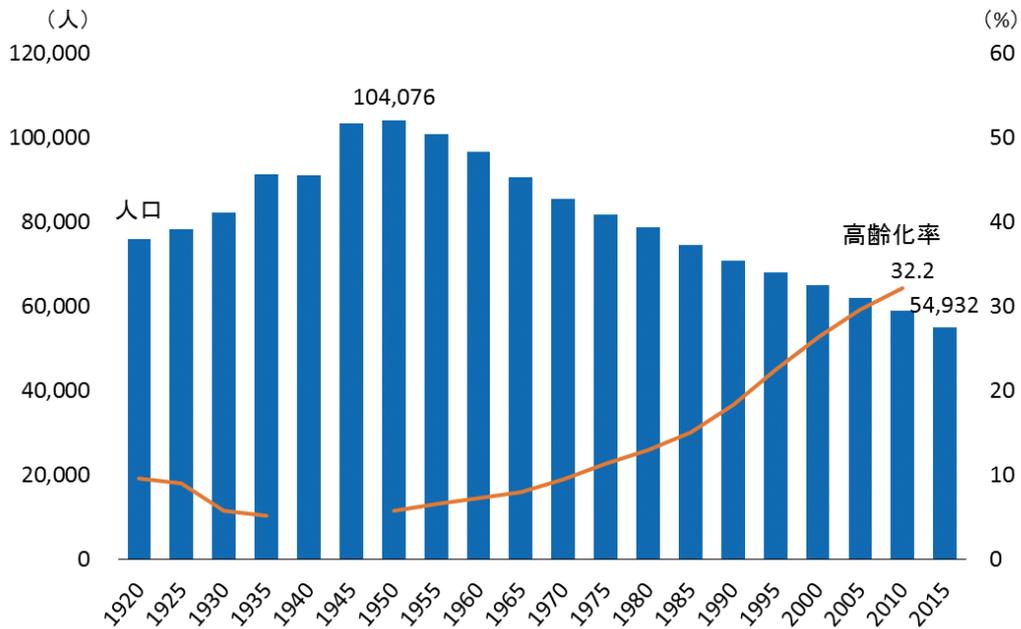


図2-7 十日町市の人口と高齢化率

資料：総務省「国勢調査」(2015年のみ新潟県「平成27年国勢調査速報(新潟県分)」)

3) 十日町市における地域おこし協力隊の概要

(i) 任用実績

表2-8 隊員の任用数

年度	任用数
2009	5
2010	10
2011	7
2012	2
2013	9
2014	7
2015	3
合計	43

資料：十日町市資料

総務省が2009年より制度化し実施している地域おこし協力隊を十日町市では同年9月より任用を開始し、その年度だけでも5名を配置した。その後も任用を進め、2015年10月1日現在で総任用数は43名、現役隊員数は18名となっている。その任用状況は表2-8の通りである。

(ii) 導入の経緯

十日町市が地域おこし協力隊を導入した目的はきめ細かい地域コミュニティ支援をすることであり、任用するに至った経緯は大よそ、次のようにまとめることが出来る。

1. 市内、特に旧町村での人口減少、高齢化が顕著
(2015年10月1日現在、433集落中76集落が高齢化集落、196集落が人口の50%以上が55歳以上の準高齢化集落)
2. 内在する課題は集落によって異なるため補助金による一律平等な支援が困難
3. そこで地域おこし協力隊を集落の存続・機能維持のために任用

(iii) 住民側の配置要件

しかしながら、地域おこし協力隊が配置されることで地域が劇的に良くなるわけではない。過剰な期待をかけ、地区住民が受身になることを回避するため、十日町市では住民側に配置要件を提示している。下記事項を満たす配置要望書を提出した地区に配置されることとなっている。

1. 協力隊を必要とする複数の具体的なニーズがあること (表2-9参照)
2. 協力隊と住民とをつなぐ人材として「世話役」がいること
3. 配置地区で協力隊の住居を用意出来ること

地区は明確な要望、どんなことでも相談出来る「世話役」の選任、空き家改修等住居の準備をして初めて配置の要望が出来ることとしている。また地区からの主体的な「手上げ方式」を採用しており、地域おこし協力隊の任用については地区側にも責任を持ってもらいたいという市の考えが現れている。

(iv) 身分・待遇

地域おこし協力隊は市の嘱託職員という身分であるが、副業が認められている。週35時間勤務で報酬は月額16万円、冬季は暖房費を考慮し18万円となっている。自動車とノートパソコンは貸与され、ガソリン代も支給される（私用利用は実費負担）。

(v) 活動内容

十日町市は「地区に軸足を置いた活動に従事」するコミュニティ支援を指示している。その具体的な内容は地区からの配置要望書に沿うものとなる。地区の主体性を引き出し、活性化させる取組みや活動を企画・提案し地区住民との協働により実行するのである。表2-9は配置要望書を反映した募集要項の一部を抜粋したものである。活動内容は配置される地区により全く異なることが分かる。

表2-9 募集要項の一例

募集概要	
任用された場合、下記のいずれかの地区において住民が主体的に行う活動を支援していただきます。	
活動地区	
十日町地域 ○○地区 6集落 人口247人(77世帯)	中里地域 △△地区 4集落 人口402人(117世帯)
主な支援活動	
①「棚田を守る会」の販売活動支援	①フリーペーパー「きよつう」の制作・発行支援
②農業体験プログラムの企画運営支援	②「川っぺり音楽祭」「清津川さかなまつり」「ゆくら妻有収穫祭」等地区イベントの企画運営支援
③学校給食の地産地消率向上に向けた取組の支援	③農産物等直売システムの構築支援

資料：十日町市地域おこし協力隊募集要項より、一部修正し抜粋

(vi) 配置手順

十日町市が応募者から任用者を決定する過程においても、地区住民が関わっている。その手順は次のようになる。

1. 配置要望書の提出を受け、年2回、4月と10月採用に向けて市が募集
2. 書類選考の後、応募者と地区住民側との面談・意見交換会を開催
3. 双方の希望を確認し、配置地区を決定

2の面談・意見交換会では住民自らが10分程度のプレゼンテーションを行い、思いを伝える。その後、昼食を兼ねた懇談会も行われ住民は応募者の人柄や熱意等を確認し、応募者もまた、地区の雰囲気等を聞き、不安なことを質問して打ち解ける機会になっている。3の配置地区の決定は、双方とも複数希望は可能だが、双方の希望が一致しない限りはマッチングされない。つまり、応募者から配置希望のなかった地区についてはその機会での採用が見送られることとなる。

(vii) 協力隊への支援

十日町市が行う任用後の支援は「活動に関わる支援」と「定住に関わる支援」の2つに分けられる。前者については、豪雪地帯であることを考慮しての運転講習や業務としても使用する機会が増える携帯電話使用料の支援等といった直接実務に関わるものと、部・課長等による現地ヒアリング、市長・副市長との懇談等、福利厚生の意味合いのある支援が行われている。後者は明確に協力隊を定住させるために行うものである。資格取得等支援補助、住環境整備補助金、協力隊等起業支援事業等による定住支援が行われている（後述）。

(viii) 退任後の定住状況**表2-10 退任後の職業等**

退任後の職業など	人数
新規就農(稲作)	1
新規起業(飲食店等)	2
企業・団体への就業	3
NPO法人への就業	4
市臨時職員への任用	2
多種業務への従事	2
その他(育児含む)	3
合計	17

十日町市が積極的に定住支援を行なっていることから分かるように、これまで退任した隊員は25名いるが、そのうちの17名(68%)が定着・定住している。その家族を含めると31名の移住・定住人口を獲得している。就業先も就農、起業、企業やNPO法人の雇用等様々である(表2-10)。

資料：十日町市資料

(ix) 担当職員による評価

十日町市の地域おこし協力隊は68%の定着率を誇っている。市としては地域おこし協力隊とその定着・定住の促進について、どのように捉えているのか、その評価をまとめたのが表2-11である。市としても定住支援策を打ち出してはいるが、定住につながる理由は協力隊員が3年間、地区でその主体性を尊重しながら真摯に活動することであり、また活動しやすいように住民が環境を整えてあげることだとしている。

表2-11 担当職員の評価

発言区分	発言内容
協力隊による地域への効果	一番の効果は住民意識の変化。協力隊の活動は、本来は自分たちでなければいけないことだ、と住民が言うようになった。当事者意識が出てきた。
協力隊の移住・定住について	<p>地区のことを相談できる「世話役」が、駆け込み寺のような役割を果たしている。居住地での安心感になっている。</p> <p>住民が「あの隊員は困った奴だ」と言って来ても、選んだ責任を感じてもらおうようにしている。行政としては協力隊員の担当地区変更は可能だが、双方が本当にそれでいいと思っているのか、しっかりと話し合ってもらっている。結果、途中での退任や配置替えは起こらない。</p> <p>テーマを達成してもらうような任用はしない。住民が望むコミュニティ支援を地区に寄り添いながら3年間そこに住んで行なうことが重要。人間関係が形成され、居心地がいいと感じ、愛着が生まれてくるように思える。市も定住のための助成はしているが、それが定住の一番の理由ではない。人とのつながりが残りたいと思わせる理由だと思う。</p> <p>仕事(収入)があるから移住して来た人は、より良い仕事(収入)があれば、出て行ってしまおう。仕事(収入)が目的での移動は定着につながらない。3年間、住民の思いに応えながら活動した人には、地区住民が就業先を見つけてくる場合が多い。中には7人から就業先を紹介された協力隊員がいる。</p> <p>市の負担なしでコミュニティ支援をしていく人材(移住者)を呼び込める制度と捉えることもできる。</p>
課題	退任後の定住もセットのように募集しているが、逆に「定住しなければいけないのか」と思われることで、応募の足枷になっている。地域おこし協力隊の活動の延長線上に就業や収入源がみえてくるようにしたい。そのまま定住もできるということを選択肢として示したい。

4) 取組みのまとめ

十日町市における地域おこし協力隊の特徴は任期終了後の高い定着率である。その要因をまとめると以下ようになる。

(i) 世話役制度

各地区には協力隊と住民をつなぐ世話役と呼ばれる人材が存在する。これは自治組織である振興会の会長等、地区内で「顔がきく」住民が担っている。これまでは各地区から1名の選出だったが、サポートの拡充を図るため、今後は複数名体制にする。世話役は協力隊の一番の相談役であると同時に住民にとっても協力隊とはどういう役割を担う存在なのかを伝える役割を担っている。協力隊自身が住民からの扱われ方に疑問を感じたとき等は、まず世話役に相談することで、遺憾なく問題解決が行われるとのことである。協力隊にとっては配置後すぐに頼れる世話役がいることで、安心して活動することが出来る。

(ii) 地区の「手上げ方式」による募集

地区が協力隊の配置要望書を提出しない限りは募集されない。協力隊に来て欲しいのであれば、しっかりと受入体制を整えなければならない。上述した世話役の選出に加え、住居の確保も住民側が行わなければならない。協力隊は肩書きとしては市の嘱託職員であるため、公務員として官舎の利用は可能である。しかし、より住民に寄り添える人材として位置付けられているため、地区内の空き家等に住むことで、集落の一員として認められやすい環境を整えているのである。住民からも積極的に働きかけなければ協力隊の居心地も良くはならない。また協力隊は面談・意見交換会で住民側の受入希望を考慮した上での任用であるため、自分たちが選んだ協力隊を自分たちで守り、育てるという自覚を持ってもらえるという効果が期待出来る。

(iii) 協力隊の任用＝移住者受入れ、任期終了後の定着＝定住促進

明確に協力隊が配置地区、あるいはその周辺に定着してもらうことも目的としている。そのため、第三セクターの直売所やホテル等への配置は認めておらず、協力隊の活動はあくまでもコミュニティ支援等居住している地区に軸足を置いた活動を主としている。観光集客数の増加、特産品開発といったようなテーマがあれば、活動の目的が明確化されるが、その分、関わりを持つ対象は狭くなり、地区住民との関わりも希薄なものになる。市としては住民のニーズに沿ったコミュニティ支援活動を協力隊の発想で実行していくなかで、多くの地区住民と出会い、親睦を深めていくことが出来ると考えている。協力隊が日々の暮らしのなかで、住民がより幸せに暮らすためにはどうしたらいいのか、と考えると同時に、住民は地区のために汗する協力隊から気持ちよく活動してもらうにはどうしたらいいのか、定住してもらうにはどうしたらいいのかと相互に考える。3年間、協力隊は地区住民の思いに応えながら活動することで、任期終了後には起業や住民から就業先の紹介を受ける等、定住に向けて複数の選択肢を得ることが出来る。中には7人から紹介を受けた協力隊員もいた。その結果、退任後、地区外に就業先が決まったとしてもほとんどの協力隊員が配置地区に居住し続けている

(iv) 任期終了後の定着支援施策

協力隊の退任後の定住に向けて協力隊に特化した補助事業で定住の支援を行っている。以下に簡単に説明する。

(ア)十日町市地域おこし協力隊住環境整備事業

地域おこし協力隊の住居確保及び退任後の定住のため、住環境整備等の改修工事に対する経費を所有者に補助する。交付額は経費の9/10、上限50万円である。

(イ)十日町市地域おこし協力隊資格取得等支援事業

退任後の隊員の就業機会拡大のため、定住に必要な知識又は技能の習得を目的として資格取得や研修に要した経費を助成。上限は一人当たり20万円。

(ウ)定住促進助成事業

退任した協力隊に対して、退任日から起算して前後6か月に住居を取得又は改修した場合に補助金を交付。新築は上限60万円、中古は上限20万円（補助率1/10）、改修の場合は(ア)の事業を準用し、定住を支援する。

5) 移住・定住の促進に向けて

(i) 住民が責任を持って受入体制を整備

地区住民が移住者（協力隊）の受入れを望むのであれば、退任後、定着出来るように責任を持って受入れる体制が出来ていることが大切である。移住者（協力隊）は地区の素人であり、馴染むためには住民からの働きかけが必要になる。例えば、「後見人・世話役」の設置、住民による住環境整備、慣習の研修、住民との顔合わせの会の開催等が挙げられる。

(ii) 協力隊を移住希望者と見なした徹底的な定住サポート

行政としては負担なしで若者を呼び込み、移住してもらう機会と捉えることが出来る。この3年間を定住につなげるための期間として支援や受入体制を拡充することが必要である。例えば、任用後の就職、起業が有利になる資格取得への助成や、住宅改修や住宅取得助成である。任用前の段階で退任後の定住がイメージ出来るようなサポート体制を充実させることが重要となる。

3 今後の方向性

各県の取組みや先行事例として取り上げた3市町村の取組みから今後の方向性として「(1) 受入れ側の要件」を「県」、「市町村」、「地域（受入れ当事者）」の3主体ごとに、また特に市町村が行うべきこととして「(2) 地域振興を視野に入れたターゲットを明確にした誘致」を以下のようにまとめた。

なお、第Ⅱ部では冒頭72ページの「移住・定住先の対象範囲」にあるように都市部は対象としていない。当然、都市部への移住・定住促進の取組みも求められていることから、以下のとりまとめについては検討の余地があることを予め断っておきたい。

(1) 受入れ側の要件

① 県

役割を明確にして市町村を下支えする連携

若者の移住・定住の促進に関して個別に取組んできた市町村はあるものの、県という単位では本格的な取組みの初期段階にある。取組まなければならないことが山積する中で、県として何に注力するのか明確にすることである。県は仔細まで担当するのではなく、総合的な方針を示し大枠で市町村を下支えするような役割を担うことが期待される。例えばPR力をいかした情報発信と移住希望者の情報集約（潜在的移住希望者の掘り起こし）や共有化、各市町村が行う個別助成制度に嵩上げ利用出来る大まかな枠組みの支援施策の策定、市町村提案型のモデル事業の実施、市町村担当職員の養成・交流の場の設置等を県の役割とすることである。移住希望者一人ひとりに対するきめ細やかな支援施策や対応は各市町村の役割とする。その上で各市町村の成功事例の収集や成功要因を分析し共有化するのも県の重要な役割とすることである。

② 市町村

1) 移住希望者を呼び込むための魅力や手段の明確化

取組みに着手し始めた市町村は何をすれば若者が興味を持つのか手探りの状態である。地域の「ウリ」になる魅力を整理することが必要になる。地域にとって当然の事物が実は貴重で価値があると住民や行政が気づくような取組みや活動を行う。そのためには地域外の価値観を持った人材と連携することが望ましい。例えば、県内外の大学のフィールド実習授業等の実習先として受入れを行い、地域の魅力や資源を発掘し整理してもらうこと等が想定される。その他、地域おこし協力隊制度を活用し定着させる仕組みを確立することも考えられる。

2) 呼び込んだ後の定住支援を拡充

呼び込んだ後にその地域に愛着を持ち、定着し次世代を育むことも重要な観点となる。呼び込んだ後の支援がいかにか充実しているかということである。現状では空き家の紹介や改修に支援がある場合は多いが、十分な支援となっているか再検討の余地はあると思われる。その他、移住後に定住を想定出来るような就業や起業、子育て等の支援についても同様である。例えば、都会で暮らす一人親世帯がこの地域に移住・定住した方が充実した生活を送れると確信出来るほどの長期的な支援や、移住・定住の段階（年数）に応じた支援を拡充することである。また、補助金による支援のみならず、移住者と面会を行い状況確認や問題点の発見、解決策を講じる移住コーディネーターのような担当職員を配置することも想定される。

3) 地域住民の主体性を引き出す支援

受入れ当事者である地域との共通理解を深めることが求められる。最終的な受入れは地域が行うということは、なぜ移住者の受入れが必要なのか、受入れることでどのような変化があるのか、受

入れるにはどうしたらよいか、といったことについて住民自身が理解を深め当事者意識を持ってもらわなければならない。そのためには住民による協議の場を設置する等の支援が必要となる。その上で、受入れ側にも移住者を見守る責任が生じるような仕組みを作ることである。例えば、移住者のための世話人や後見人の配置を促すことや、住民との顔合わせの会を設置すること等である。

③ 地域（受入れ当事者）

移住者を地域全体で受入れ、支援する体制

これは前述した「② 市町村 3) 地域住民の主体性を引き出す支援」と対をなすものである。県や市町村が地域外に向けて呼び込みを行っても受入れ当事者である地域コミュニティにその気運が高まらなければ、実際の移住・定住は促進されない。移住者を受入れることに対する理解や前向きな雰囲気を作り地域全体で受入れの準備を行うことである。例えば、住民自身による「地域の教科書」づくりを通じた魅力や価値の再発見により、地域外の人に自らの地域を誇れるようになることである。その結果として移住者の受入れを願う地域は住民自身が訪れた移住希望者の案内を行えるようになること、住民自治組織が全住民に向けて受入れのための周知を行うこと、地域の暗黙知を伝えること等、移住者をよそ者としてではなく、新たな地域住民として受止める覚悟を持って行動することである。

(2) 地域振興を視野に入れたターゲットを明確にした誘致

これは「(1) 受入れ側の要件 ② 市町村 1) 移住希望者を呼び込むための魅力や手段の明確化」について本報告で調査した市町村を参考に具体的に提言したものである。

① 地域産業の担い手育成支援との組み合わせ

地域では衰退傾向にあるような伝統産業も外部の価値観では魅力ある「ウリ」になる場合もある。その担い手として募集し養成する仕組みを作る。また、多くの地域では農業の担い手不足が問題となっているが例えば、ライフスタイルに合わせて専業か兼業か、或いは有機農業等、多様な研修が選択出来るような養成コースを準備することも考えられる。技術習得後はその産業で安定した収入を得られるように売り先の確保や起業支援を行うことも重要となる。

② 定住率を高めた地域サポート人材（地域おこし協力隊等）の受入れ

住民からのニーズに即した地域での活動を基軸にした役割で募集する。その狙いは地域住民との協働により強いネットワークを築くことで地域に愛着を持ってもらうことである。その他にも受入れ側からの積極的な誘致がなければ市町村はマッチングしない等、任期途中で離脱を生じさせない仕組みを確立する。また、任期後の定住が可能であると想定出来るような支援施策を採用前或いは任期中から示しておくことである。

③ 既存住民の流出防止とUターン者に特化した取組み

Iターン者に優遇した施策は取組みが始まったばかりの市町村では住民からの理解が得られにくい場合がある。まずは既存住民の流出を防止するための住環境整備や起業支援施策を充実させ、同時に住民が移住者受入れの理解を醸成する機会を企画する。その上で例えば、まずは親類や知り合いがいるUターン希望者に狙いを定め情報発信し、Uターン者に加算があるような支援を拡充する。そうした施策を充実させ、受入れる経験を積むことでIターン者の受入れも可能な体制を作り上げることである。

将来を見据えた東北の地域づくり ～本社「機能」の誘致の先に向けて～

弘進ゴム株式会社取締役社長 西井英正

■現在の東北

昨年行われた国勢調査の速報値によれば、東北6県の人口は900万人を割り込んだとのことである。新潟県を含む東北圏でも人口の減少傾向は続き、その傾向に歯止めがかかっていない。政令指定都市の中で福岡市について若者の比率の高い仙台市においても受け皿の無さから25歳以上の流出が顕著となっており、早急な対策が求められている。

昨年度の本書において、私は地方および東北圏の現状（下表参照）を踏まえ、東北の中心都市である仙台への本社「機能」の誘致を求め、人口流出に歯止めをかけることを述べた。

【地方における課題と東北の現状】

【地方に共通した課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏への人口流出 ・産業空洞化による雇用の減少 ・速い少子高齢化の進行スピード ・過疎の進行による限界集落の増加 	
【東北に固有のマイナス面】	【東北固有の期待ポイント】
<ul style="list-style-type: none"> ・一貫した首都圏への人材輩出 ・1次産業比率が高い ・産業空洞化の直接的影響大 ・市場縮小による新規立地の困難性 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報鮮度の地域間格差の解消 ・東京との時間的距離の近さ ・仙台という人口の「ダム」の存在 ・高い教育水準 ・就職時の地元志向

そこで、本年は更に将来を見据えた東北の将来のあり方について、論を進めることにしたい。

■道州制を見据えた地域づくりの必要性

導入の是非はともかく、将来の地方の姿を考えると道州制の導入は前提として考えておく必要がある。

道州制が導入されることで、地方自治体の裁量権は増える代わりに、各道州での独立財政を求められることになるだろう。国の財政が破綻状態の中で、国が地方の財政を肩代わりする余裕はないからである。

その際に客観的に考えると、東京、東海、関西地区は何とか賄えると思われる。他の地域は区割りの結果にもよるが、北陸、中部、中国、九州地方はやり方次第。四国、東北、北海道は非常に厳しくなると思われる。九州も南北に分かれた場合、北部は何とかなるが、南部は厳しくなるだろう。東北も南北に分かれれば北部は更に厳しい環境となってしまう。

このように道州制の導入を考えると、東北は非常に厳しい状況になると考えられる。そのため、その時までには東北の特徴を生かした地域づくりを行う必要がある。

具体的には一次産業の活性化・高付加価値化や観光業の活性化など、高付加価値のモノの輸出を通じ、いかに東北域外から収益を上げることが出来るかが重要である。人口規模から考えて東北地方を市場として考えると魅力は薄いですが、資源としての東北地方を考えると大きな可能性を秘めていると私は考えている。

■激しさを増す地域間競争

道州制が導入されれば、各道州間の競争は従来の地域間競争よりも熾烈になり、その結果地域間格差が今まで以上に拡大すると考えられる。

住みやすい地域づくりを進めて行かなくては地域の人口は増えていかない。日本全体の少子化対策も勿論重要ではあるが、より各地域の人口増加策が重要となる。人口は地域の力そのものである。世界の人口が60億人になるといわれている中で、人口が減り続けるということは競争に敗れ、生き残っていけないということにまでつながりかねない。

こうした環境下で東北の核となる都市である仙台が勝ち抜いていくためには、社会環境をいかに整えていくべきかを考えていくことが必要である。

具体的には住みやすく、働きやすく、育てやすくという3点が求められる。幸い仙台は、「住みやすく」は合格点、「働きやすく」では、通勤時間等は良いかもしれないが、雇用の流動化やキャリアアップといった面では不十分と思われる。「育てやすく」は医療費等ではある程度評価できるかもしれないが、待機児童の問題など、解決しなくてはならない課題は多い。

今後は首都圏を取り巻く地方中核都市と、仙台との比較を行い、仙台が持っている優れた部分を伸ばしながら、劣っている点を補う、さらに社会環境を整備し、地域間競争に勝ち抜いていくことが必要であろう。

■本社機能の誘致と両輪としての起業支援の在り方

昨年は現状の資源を最大限に活用する方法として本社機能の誘致を提言した。

しかし、地域間競争が激しさを増す中において、本社機能の誘致だけでは発展性のある提言であるとは言い難い。それは国内の他地域や海外等において知的労働者層が拡大されれば、本社機能を含むコストセンターの誘致においても価格競争に陥り、これまで東北が辿ってきた道と同じ道を歩むことが考えられるからである。

そこで、本社機能の誘致を独立した一つの戦略として考えるのではなく、より中期的な戦略として位置付ける必要がある。つまり、本社機能の誘致を行い、雇用と産業拡大を図りつつ、「新しい価値を生み出す仕組み」を並行して推進するということである。

そのためには日本のどの地域よりも開発作業の環境を整えるなどの起業支援を行うことで多くのベンチャー企業を育てる方向を模索するべきではないだろうか。幸い、仙台市は国家戦略特区の認定を受け、起業促進施策を主な柱とする「ソーシャル・イノベーション創生特区」作りに向けた施策を実施している。この取組みがベンチャー企業の育成の一助になることが望まれる。

ベンチャー企業が横断的なつながりを持たば一つの集積が生まれる。この集積を東北で推進することが出来れば、旧来型産業が持つ集積のメリットを享受することが出来なかった東北地域が、新しい産業集積の拠点となることが可能になると思われる。

東北大学を筆頭とする学校群の特徴を組合せながら、若年層を流出させない取組みとして、コストセンターの誘致だけでなく、発展的な産業の創出も手掛けることで、東北が元気になることを望みたい。